

令和 7 年 4 月

教育警察常任委員会説明資料

(令和 7 年度業務概況及び主要事業)

教育警察常任委員会
(警 察 本 部)

～ 目 次 ～

○ 幹部職員名簿（警察本部・警察署）

○ 警務部関係

第 1	熊本県警察の組織	1
第 2	運営方針	5
第 3	運営重点及び推進施策	5
第 4	警察予算	6
第 5	警察施設の現状	7
第 6	優秀な人材の確保	7
第 7	県民への情報発信	10
第 8	犯罪被害者支援の充実強化	10
第 9	警察安全相談業務の現状	11
第 10	留置施設	12
第 11	警察学校における採用時教養	13

○ 生活安全部関係

第 1	県民を犯罪等から守る取組の推進	14
第 2	少年の非行防止と保護対策の推進等	19
第 3	人身安全関連事案対策	21
第 4	生活環境事犯の検挙状況等	25
第 5	サイバー犯罪の検挙状況等	27
第 6	地域警察活動	28
第 7	通信指令業務	30

○ 刑事部関係

第 1	刑法犯の検挙状況等	32
第 2	重要犯罪の検挙状況等	33
第 3	重要窃盗犯の検挙状況等	34
第 4	知能犯の検挙状況等	35
第 5	組織犯罪対策の推進	36
第 6	国際・薬物銃器対策の推進	40

○ 交通部関係

第 1	交通事故情勢	42
第 2	総合的な交通事故防抑止対策	46
第 3	その他	50

○ 警備部関係

第 1	情勢に対応した警護警備の徹底	53
第 2	大規模災害等緊急事態対策の強化	55
第 3	経済安全保障対策の推進	59
第 4	大規模イベントを見据えた警備諸対策の推進	61

幹 部 職 員 名 簿

警 察 本 部 長	佐 藤 昭 一
警 務 部 長	宇 野 晃 郎
生 活 安 全 部 長	松 見 恵 一
刑 事 部 長	江 藤 真 吾
交 通 部 長	合 瀬 勝 彦
警 備 部 長	長 尾 義 久
首 席 監 察 官	大 島 誠 吾
警 察 学 校 長	堀 田 博 士

警 務 部

参事官兼総務課長	東 勘 太 郎
参事官兼警務課長	水 島 護
参事官兼情報管理課長	高 濱 絹 子
理事官兼監察課長	小 祿 一 彦
理事官兼会計課長	石 阪 重 徳
理事官兼広報県民課長	古 城 大 一
理事官兼留置管理課長	白 石 幸 二
教 養 課 長	河 野 博 仁
厚 生 課 長	山 下 聡

生活安全部

参事官兼生活安全企画課長	福 岡 淳 一
参事官兼地域課長	山 中 淳 一
理事官兼人身安全対策課長	山 本 康 祐
理事官兼生活環境課長	馬 場 泰 臣
サイバー犯罪対策課長	辻 直 樹
通 信 指 令 課 長	黒 木 英 文

刑事部

参事官兼刑事企画課長	益 田 栄 世
参事官兼組織犯罪対策課長	平 木 強 史
捜査支援分析課長	山 本 健 次
捜査第一課長	月 田 邦 相
捜査第二課長	石 原 葉 月
国際・薬物銃器対策課長	本 島 才 生
鑑 識 課 長	那 須 大 輔
科学捜査研究所長	村 田 佳 之

交 通 部

参事官兼交通企画課長	山 浦 隆 之
参事官(運転免許センター長)	東 田 智 裕
理事官兼交通規制課長	大 薮 浩 浩
交通指導課長	本 田 康 裕
運 転 免 許 課 長	木 下 智 啓
運 転 免 許 試 験 課 長	山 瀬 雅 晴
交 通 機 動 隊 長	大 友 将 輝
高速道路交通警察隊長	中 田 和 男

警 備 部

参事官兼警備第一課長	川 上 史 泰
参事官(警備・災害対策)	村 田 英 史
警 備 第 二 課 長	堀 雅 博
外 事 課 長	杉 原 勇 人
機 動 隊 長	松 田 敏

警 察 署

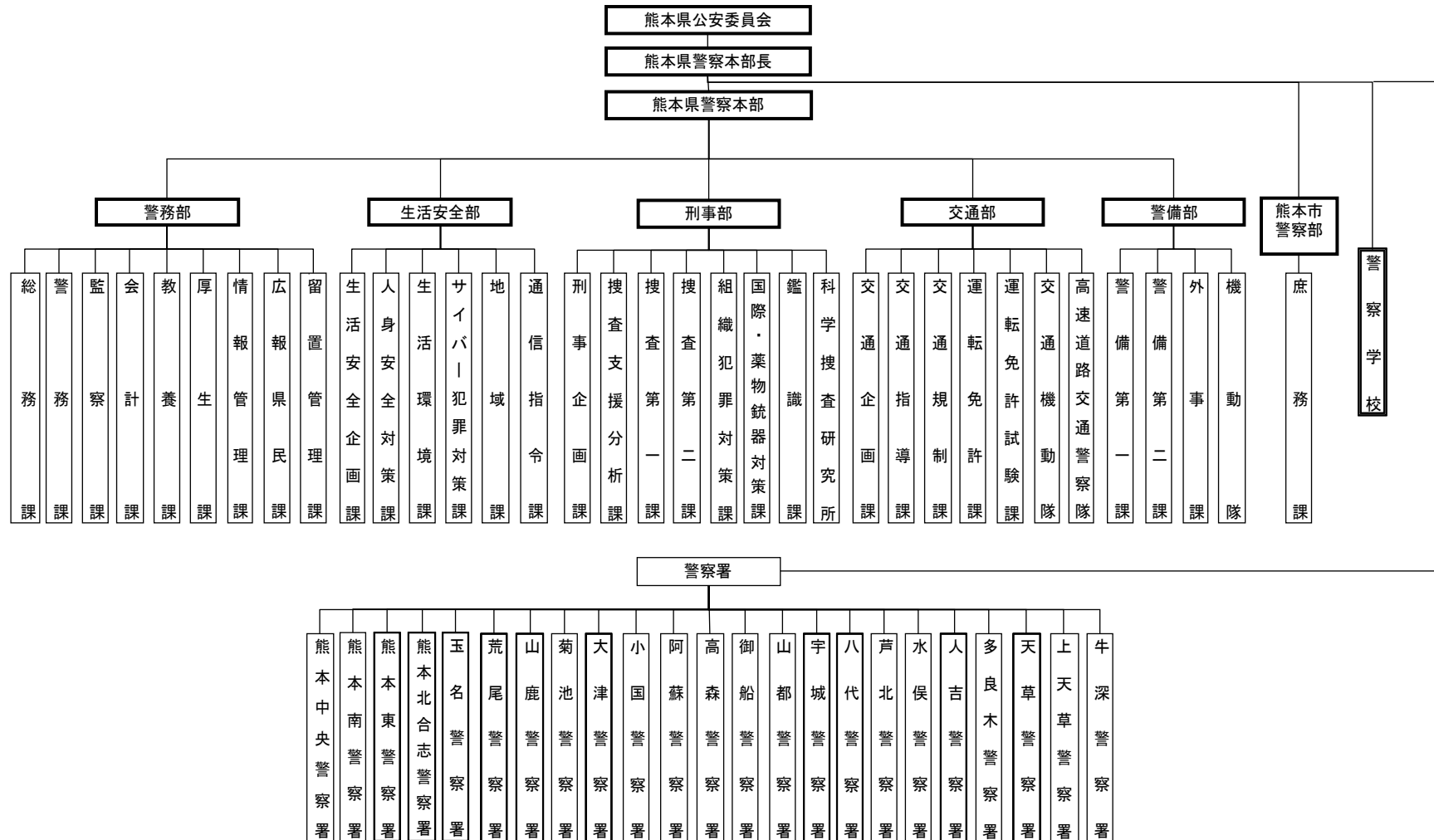
熊本中央警察署長	八 木 世 志 一
熊本南警察署長	高 波 進 治
熊本東警察署長	高 渋谷 明 紀
熊本北合志警察署長	木 嶋 直 高
玉 名 警 察 署 長	江 上 英 樹
荒 尾 警 察 署 長	石 躍 孝 三
山 鹿 警 察 署 長	石 井 朋 子
菊 池 警 察 署 長	三 宅 晶 子
大 津 警 察 署 長	井 上 賢 二
小 国 警 察 署 長	後 藤 亨 正
阿 蘇 警 察 署 長	佐 藤 公 紀
高 森 警 察 署 長	坂 本 守 修
御 船 警 察 署 長	丸 山 克 己
山 都 警 察 署 長	丸 山 裕 一
宇 城 警 察 署 長	寺 田 裕 一
八 代 警 察 署 長	大 城 戸 一 也
芦 北 警 察 署 長	佐 藤 省 哲
水 俣 警 察 署 長	近 藤 義 久
人 吉 警 察 署 長	中 山 原 慎
多 良 木 警 察 署 長	江 本 建 治
天 草 警 察 署 長	松 本 寿 一
上 天 草 警 察 署 長	村 上 敬
牛 深 警 察 署 長	豊 田 敬

【 警務部 】 業 務 概 況

項 目	内 容	備 考
第 1 熊本県警察の組織	1 公安委員会（令和7年4月1日現在）	

2 県警察の組織（令和7年4月1日現在）

警察本部（5部34所属）、熊本市警察部（1所属）、警察学校及び警察署（23署（60交番、2警備派出所及び112駐在所））



項 目	内 容			備 考
	3 警察職員の条例定数（令和7年4月1日現在）			
	区 分	定 数	備 考	
警 察 官	警視	1 1 4	警察改革以降の本県の警察官増員状況 ・ 平成14年度 90人 ・ 平成15年度 50人 ・ 平成16年度 25人 ・ 平成17年度 30人 ・ 平成18年度 30人 ・ 平成19年度 30人 ・ 平成20年度 0人 ・ 平成21年度 12人 ・ 平成22年度 4人 ・ 平成23年度 3人 ・ 平成24年度 7人 ・ 平成25年度 11人 ・ 平成26年度 0人 ・ 平成27年度 12人 ・ 平成28年度 13人 ・ 平成29年度 15人 ・ 平成30年度 ～ 0人 令和6年度 ・ 令和7年度 7人 合 計 339人	
	警部	2 3 7		
	警部補 （巡査部長を含む。）	1, 8 1 4		
	巡査	9 4 9		
	小計	3, 1 1 4		
	一 般 職 員	4 2 1		
	合計	3, 5 3 5		

項 目	内 容	備 考																						
	4 警察官一人当たりの負担人口（令和 6 年 4 月 1 日現在） 本県警察官一人当たりの負担人口は 5 7 0 人であり、九州第 1 位、全国第 1 0 位の高い負担となっている。 <table><tr><th></th><th>全国</th><th>九州</th><th>熊本</th><th>大分</th><th>宮崎</th><th>鹿児島</th><th>沖縄</th><th>佐賀</th><th>福岡</th><th>長崎</th></tr><tr><td>負担人口</td><td>492</td><td>497</td><td>570</td><td>544</td><td>531</td><td>530</td><td>513</td><td>474</td><td>470</td><td>430</td></tr></table> ※ 本県警察官一人当たりの負担人口を、全国平均の 4 9 2 人にするためには、警察官を 4 8 7 人増員する必要がある。 ※ この負担人口は、外国人住民を含む県内人口を、警察官政令定数（地方警務官除く。）で除して算出したもの 5 職員の年齢構成比等（令和 7 年 4 月 1 日現在） 5 0 歳以上の職員の占める割合が全体の 1 6 . 4 %（前年比+ 0 . 1 ポイント）、4 0 歳代の職員が 2 9 . 7 %（前年比+ 1 . 1 ポイント）、3 0 歳代の職員が 3 0 . 6 %（前年比± 0 ポイント）、3 0 歳未満の割合が 2 3 . 3 %（前年比- 1 . 2 ポイント）、平均年齢については、3 8 . 4 歳（警察官 3 7 . 9 歳、一般職員 4 2 . 6 歳）となっている。 また、女性職員の占める割合は、全体の 1 7 . 3 %で、その内訳は、警察官が 3 6 3 人（育児休業者を含む。）（1 1 . 5 %）、一般職員が 2 4 0 人（6 0 . 9 %）となっている。		全国	九州	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	佐賀	福岡	長崎	負担人口	492	497	570	544	531	530	513	474	470	430	
	全国	九州	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	佐賀	福岡	長崎														
負担人口	492	497	570	544	531	530	513	474	470	430														

項 目	内 容	備 考
第2 運営方針	県民の期待と信頼に応える強い警察 ～安全で安心して暮らせる熊本の実現～ 	
第3 運営重点及び推進施策	1 令和7年運営重点及び推進施策 令和7年運営重点及び推進施策については、令和6年の治安対策の取組結果、県民の治安へのニーズ等を踏まえ、令和7年中における治安対策の指針として策定した。 2 構成 次に掲げる5の運営重点を設定するとともに、これらを踏まえた25の推進施策を示す構成としている。 ・犯罪の起きにくい社会づくり ・県民生活を脅かす犯罪の取締り ・安全かつ快適な交通の確保 ・テロ・災害等緊急事態から県民を守る活動の推進 ・県民の期待と信頼に応える強い組織づくり	

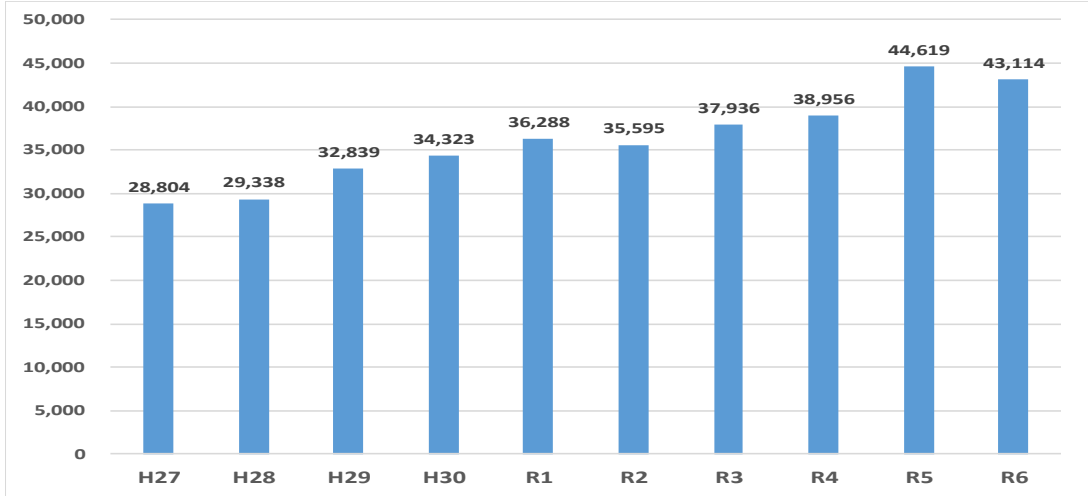
項 目	内 容						備 考	
第 4 警察予算	1 当初予算額の推移 (百万円)						※ 災害復旧費を含む 合計額 ※ 令和 6 年度は骨格 及び肉付け予算の合 計額	
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和7年度
	警察予算額		38, 566	40, 026	39, 940	42, 916		45, 114
	伸 び 率 (%)		-4. 0	3. 8	-0. 2	7. 5		5. 1
	人 件 費		29, 483	29, 205	29, 589	31, 419		32, 786
	人件費の割合 (%)		76. 4	73. 0	74. 1	73. 2		72. 7
	県 (一般会計) 予算額		865, 114	903, 043	913, 590	856, 148		844, 797
	伸 び 率 (%)		8. 4	4. 4	1. 2	-6. 3		-1. 3
	県予算に占める割合 (%)		4. 5	4. 4	4. 4	5. 0		5. 3
	2 主な事業							
	(1) サイバー空間の脅威への対処 5, 8 6 1 万 4 千円 暗号資産追跡ツール等による捜査力強化、研修等を介した捜査官育成							
	(2) 安全かつ快適な交通の確保 2 2 億 1, 8 9 2 万円 ・ 光の森・セミコン地区の信号集中制御化、光ビーコン等の整備【拡】 ・ 通学路や生活道路等における信号機や横断歩道等の整備等							
	(3) 外国人材の受入れ・共生に寄与する総合治安対策 1, 5 7 7 万 1 千円 ・ 自動翻訳システムの導入による翻訳業務の体制強化【新】 ・ 1 1 0 番通報の多言語対応、海外語学研修等職員の外国人対応力強化							
	(4) 大津・菊陽地区への通学路等見守りカメラの整備【新】 1 9 8 万 3 千円 定住人口や警察事象の増加を踏まえた通学路等の安全確保							
	(5) 電話で「お金」詐欺等被害防止のための総合対策 1, 5 6 1 万 8 千円 ・ SNS型投資・ロマンス詐欺被害防止広報の強化【新】 ・ 「むさし安心コール」の運用、事案即応型広報等							
(6) ストーカー・DV等人身安全対策の推進 4 1 8 万 6 千円 保護対策カメラ等による被害防止・待ち伏せ事案への先制的対処【新】								
(7) 多良木警察署整備事業 1 億 1, 8 7 5 万 7 千円 庁舎移転建替えに係る地質調査、設計委託								

項 目	内 容	備 考																																																				
第 5 警察施設の現状	警察施設（346施設）のうち32.4％が耐用年数を超過し、老朽化が著しいことから、長寿命化、統廃合、民間資金を活用した整備手法の導入等、多角的な検討が必要である（令和7年2月28日現在）。 なお、多良木警察署の建て替えを令和6年度から4か年計画で整備する予定であり、現在は移転候補地の用地購入が完了して設計業務を委託しており、令和9年度の完成を目指している。 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="4">経 過 年 数</th><th rowspan="2">計</th><th rowspan="2">耐用年数 超過数</th><th rowspan="2">超過率</th></tr><tr><th>20年未満</th><th>20～29年</th><th>30～39年</th><th>40年以上</th></tr><tr><td>警察署</td><td>5</td><td>3</td><td>4</td><td>11</td><td>23</td><td>3</td><td>13.0%</td></tr><tr><td>交 番</td><td>22</td><td>15</td><td>15</td><td>10</td><td>62</td><td>7</td><td>11.3%</td></tr><tr><td>駐在所</td><td>47</td><td>41</td><td>14</td><td>10</td><td>112</td><td>24</td><td>21.4%</td></tr><tr><td>職員宿舎</td><td>23</td><td>17</td><td>28</td><td>81</td><td>149</td><td>78</td><td>52.3%</td></tr><tr><td>計</td><td>97</td><td>76</td><td>61</td><td>112</td><td>346</td><td>112</td><td>32.4%</td></tr></table>	区 分	経 過 年 数				計	耐用年数 超過数	超過率	20年未満	20～29年	30～39年	40年以上	警察署	5	3	4	11	23	3	13.0%	交 番	22	15	15	10	62	7	11.3%	駐在所	47	41	14	10	112	24	21.4%	職員宿舎	23	17	28	81	149	78	52.3%	計	97	76	61	112	346	112	32.4%	※ 「交番」には「2 警備派出所」を含む。
区 分	経 過 年 数				計	耐用年数 超過数				超過率																																												
	20年未満	20～29年	30～39年	40年以上																																																		
警察署	5	3	4	11	23	3	13.0%																																															
交 番	22	15	15	10	62	7	11.3%																																															
駐在所	47	41	14	10	112	24	21.4%																																															
職員宿舎	23	17	28	81	149	78	52.3%																																															
計	97	76	61	112	346	112	32.4%																																															
第 6 優秀な人材の確保	1 優秀な人材の確保 優秀な人材を確保するため、最新の採用情勢の把握と分析を行い、アピールすべき対象を選定した上で、情報発信力の高いSNS等の活用、対象者の要望に沿った丁寧な業務説明等を通じて、警察の魅力ややりがいを効果的にアピールするなど、採用募集活動の強化を図っている。 2 退職警察官等の活用 現場執行力を維持・強化するための施策の一環として、退職したベテラン警察職員を、暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員又は会計年度任用職員として任用することにより、これまで培った知識・技能を現場の活動や若手警察官への技能伝承に活用している。																																																					

項 目	内 容	備 考																				
	3 女性の活躍促進 熊本県警察におけるワークライフバランス等の推進のための取組計画（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画）を策定し、令和8年度当初までに女性警察官の割合を12%以上とする目標を掲げるなど、女性の活躍をはじめ全ての職員がやりがいを持って働き続けることができる職場づくりに取り組んでいる。 4 強い組織づくりの推進 (1) 若手警察官の早期戦力化 採用時教養修了から3年目までの警察官を「若手警察官」と定義して、現場を想定したロールプレイング方式による実戦的総合訓練の反復実施、ベテラン職員の豊富な知識・技能等を継承するための伝承教養等を通じて若手警察官の早期戦力化への取組を強化している。 (2) 幹部の指揮能力等の向上 各級昇任時教養において、重大事案を想定した現場対応指揮訓練を実施するほか、捜査現場における実務研修、幹部研修等を通じて、現場活動の要である幹部の指揮能力等の向上を図っている。 （令和6年度の各級昇任時教養実施状況一覧表） <table><tr><th>昇任時教養の種別</th><th>研 修 先</th><th>期 間</th><th>研修人員</th></tr><tr><td>警部任用科（本課程）</td><td>警察大学校</td><td>8週間</td><td>21人</td></tr><tr><td>同上（特別短期課程）</td><td>警察大学校</td><td>2週間</td><td>3人</td></tr><tr><td>警部補任用科</td><td>九州管区警察学校</td><td>6週間</td><td>42人</td></tr><tr><td>巡査部長任用科</td><td>九州管区警察学校</td><td>5週間</td><td>65人</td></tr></table> (3) 各部門ごとの警察活動に必要な知識及び技能の習得 特定業務の分野に関する高度な専門知識及び技能を習得させるため、警察学校において教育訓練を行い、職務執行能力の向上を図っている。 (4) 職務倫理教養の推進 警察職員の誇りと使命感の醸成に資する職務倫理の涵養を図るため、教養素材や資料を提供し、各所属における指導教養の推進を図っている。	昇任時教養の種別	研 修 先	期 間	研修人員	警部任用科（本課程）	警察大学校	8週間	21人	同上（特別短期課程）	警察大学校	2週間	3人	警部補任用科	九州管区警察学校	6週間	42人	巡査部長任用科	九州管区警察学校	5週間	65人	※ 研修期間については、情勢を踏まえ、警察庁が設定している。
昇任時教養の種別	研 修 先	期 間	研修人員																			
警部任用科（本課程）	警察大学校	8週間	21人																			
同上（特別短期課程）	警察大学校	2週間	3人																			
警部補任用科	九州管区警察学校	6週間	42人																			
巡査部長任用科	九州管区警察学校	5週間	65人																			

項 目	内 容	備 考
	(5) 術科訓練等の効果的な推進 ア 術科技能の向上 交番等における勤務中や現場臨場時に襲撃される事案等、昨今の警察を取り巻く環境を踏まえて必要と認められる場面を設定し、実戦的な対処訓練を行うとともに、各警察署の術科指導者の指導力強化を図っている。 また、警察官が現場活動において、受傷することなく犯人等を制圧・検挙するために必要な総合対処技能を向上させるための総合対処法訓練を推進している。 イ 運転訓練の推進 警察職員の運転技術の向上及び公用車の交通事故防止を図るため、各所属において実技指導等を推進するとともに、運転技能認定審査を行っている。	○ 熊本県警察術科 ・ 柔道 ・ 剣道 ・ 逮捕術 ・ 拳銃 ・ 点検教練 ・ 救急法

項 目	内 容	備 考																
第 7 県民への情報発信	1 広報誌「熊本のまもり」の発行 県警察の活動内容を分かりやすく紹介し、警察活動に対する県民の理解と協力を得るための広報誌として昭和59年から発行 2 広報啓発活動等の現状 (1) インターネット等を活用した広報 ア 県警ホームページ、YouTube等を通じた警察活動の紹介 イ ゆっぴー安心メールによる犯罪情報や行方不明者情報の提供 (2) マスメディア等と連携した広報 新聞における防犯及び交通事故防止のための情報連載、テレビのニュース番組における防犯情報の紹介等 3 熊本県警察音楽隊の活動 昭和27年11月に発足した熊本県警察音楽隊は、現在、隊長以下27人による吹奏楽団であり、警察と県民の音の架け橋として、演奏活動を通じた広報啓発活動を実施している。	○ 令和7年の発行部数 一般用 8,000部 子供用 24,000部 ○ 音楽隊派遣演奏回数 ・令和6年 70回 (+10回) ・令和7年2月末 10回 (-2回)																
第 8 犯罪被害者支援の充実強化	警察は、事件・事故の発生直後から被害者等と密接に関わる唯一の機関であることから、被害者支援要員制度、経済的・精神的負担軽減のための公費支出制度等の各種施策を通じ、被害者等の二次的被害の防止・軽減に向けた取組を推進している。 また、被害者等の多様なニーズに対応し、途切れのないきめ細やかな支援活動を実現するために、関係機関・団体との被害者支援ネットワークを構築しており、特に犯罪被害者等早期援助団体として熊本県公安委員会から指定を受けている「公益社団法人くまもと被害者支援センター」との連携を密にしている。 ○公益社団法人くまもと被害者支援センターの活動状況 <table><tr><th>内容 年</th><th>相談件数</th><th>直接支援</th><th>専門相談</th></tr><tr><td>令和6年</td><td>1734</td><td>316</td><td>60</td></tr><tr><td>令和5年</td><td>1398</td><td>241</td><td>47</td></tr><tr><td>増減</td><td>+336</td><td>+75</td><td>+13</td></tr></table> ※<u>直接支援</u>：警察署、検察庁、裁判所等への付添い、病院受診支援、自宅訪問等 ※<u>専門相談</u>：法律相談・心理相談	内容 年	相談件数	直接支援	専門相談	令和6年	1734	316	60	令和5年	1398	241	47	増減	+336	+75	+13	○ 公益社団法人くまもと被害者支援センターへの情報提供件数 ・令和6年 31件 (-6件) ・令和7年2月末 4件 (-3件) ※（）内は前年同期比
内容 年	相談件数	直接支援	専門相談															
令和6年	1734	316	60															
令和5年	1398	241	47															
増減	+336	+75	+13															

項 目	内 容	備 考																																																													
第9 警察安全相談業務の現状	1 警察安全相談受理件数の推移	【令和7年2月末現在】 ○ 相談受理件数 6,438件 (-265件) ※ () 内は前年同期比																																																													
																																																															
	2 部門別受理状況	<table><tr><th rowspan="2">部 門</th><th colspan="2">令和5年</th><th colspan="2">令和6年</th><th colspan="2">増減</th></tr><tr><th>件数</th><th>構成比</th><th>件数</th><th>構成比</th><th>件数</th><th>増減率</th></tr><tr><td>生活安全</td><td>30,248</td><td>67.8%</td><td>29,473</td><td>68.4%</td><td>-775</td><td>-2.6%</td></tr><tr><td>刑 事</td><td>8,311</td><td>18.6%</td><td>8,152</td><td>18.9%</td><td>-159</td><td>-1.9%</td></tr><tr><td>交 通</td><td>4,250</td><td>9.5%</td><td>4,144</td><td>9.6%</td><td>-106</td><td>-2.5%</td></tr><tr><td>総務・警務</td><td>1010</td><td>2.3%</td><td>472</td><td>1.1%</td><td>-538</td><td>-53.3%</td></tr><tr><td>警 備</td><td>51</td><td>0.1%</td><td>27</td><td>0.1%</td><td>-24</td><td>-47.1%</td></tr><tr><td>その他</td><td>749</td><td>1.7%</td><td>846</td><td>2.0%</td><td>97</td><td>13.0%</td></tr><tr><td>合計</td><td>44,619</td><td>100.0%</td><td>43,114</td><td>100.0%</td><td>-1,505</td><td>-3.4%</td></tr></table> ※ 令和6年は前年比1,505件減少 ※ 部門別では生活安全部門の相談が全体の約68.4%を占めている。	部 門	令和5年		令和6年		増減		件数	構成比	件数	構成比	件数	増減率	生活安全	30,248	67.8%	29,473	68.4%	-775	-2.6%	刑 事	8,311	18.6%	8,152	18.9%	-159	-1.9%	交 通	4,250	9.5%	4,144	9.6%	-106	-2.5%	総務・警務	1010	2.3%	472	1.1%	-538	-53.3%	警 備	51	0.1%	27	0.1%	-24	-47.1%	その他	749	1.7%	846	2.0%	97	13.0%	合計	44,619	100.0%	43,114	100.0%	-1,505
部 門	令和5年			令和6年		増減																																																									
	件数	構成比	件数	構成比	件数	増減率																																																									
生活安全	30,248	67.8%	29,473	68.4%	-775	-2.6%																																																									
刑 事	8,311	18.6%	8,152	18.9%	-159	-1.9%																																																									
交 通	4,250	9.5%	4,144	9.6%	-106	-2.5%																																																									
総務・警務	1010	2.3%	472	1.1%	-538	-53.3%																																																									
警 備	51	0.1%	27	0.1%	-24	-47.1%																																																									
その他	749	1.7%	846	2.0%	97	13.0%																																																									
合計	44,619	100.0%	43,114	100.0%	-1,505	-3.4%																																																									

項 目	内 容	備 考
第10 留置施設	1 留置施設 (1) 常設留置施設 警察本部直轄留置施設及び8警察署 (2) 非常設留置施設 6警察署 (3) 収容率（令和7年2月末現在の最大収容可能人数に対する延べ人数の割合） ア 全常設留置施設 ～ 35.7%（前年同期比－4.8ポイント） イ 熊本市内4留置施設 ～ 40.5%（前年同期比－10.5ポイント） 2 適正な留置業務の推進 留置施設の適正な管理運営を図るとともに、被留置者の基本的人権に配慮した適正な処遇を行い、被留置者に係る各種事故防止を推進している。	※ 常設留置施設とは看守勤務員が常勤し、常に留置施設を開設している警察署等のことをいう。 ※ 非常設留置施設とは、留置施設を有するが、看守勤務員が配置されておらず、原則として被疑者を常設留置施設に委託して留置する警察署のことをいう。 ※ 令和7年3月31日 山都警察署留置施設閉場（非常設留置施設：7→6施設） ※ 熊本市内4留置施設とは、本部留置施設のほか、熊本中央、熊本南及び熊本北合志警察署の留置施設のことをいう。

項 目	内 容	備 考																											
第11 警察学校における採用時教養	1 初任科生・初任補修科生の状況（令和7年度）	※ 人員欄の（ ）内は、女性の内数																											
	<table><tr><th>課 程 名</th><th>人 員</th><th>期 間</th><th>実日数</th></tr><tr><td rowspan="2">初 任 科</td><td>3 1 6 期（短期）</td><td>37 (12)</td><td>4/1 ～ 9/30</td><td>124</td></tr><tr><td>3 1 6 期（長期）</td><td>48 (12)</td><td>4/1 ～ 1/30</td><td>203</td></tr><tr><td rowspan="2">初任補修科</td><td>5 1 期（長期）</td><td>34 (12)</td><td>5/12 ～ 7/31</td><td>58</td></tr><tr><td>5 2 期（短期）</td><td>37 (12)</td><td>1/19 ～ 3/19</td><td>42</td></tr><tr><td>一般職員初任科</td><td>4 0 期</td><td>5 (5)</td><td>4/1 ～ 4/25</td><td>19</td></tr></table>		課 程 名	人 員	期 間	実日数	初 任 科	3 1 6 期（短期）	37 (12)	4/1 ～ 9/30	124	3 1 6 期（長期）	48 (12)	4/1 ～ 1/30	203	初任補修科	5 1 期（長期）	34 (12)	5/12 ～ 7/31	58	5 2 期（短期）	37 (12)	1/19 ～ 3/19	42	一般職員初任科	4 0 期	5 (5)	4/1 ～ 4/25	19
	課 程 名		人 員	期 間	実日数																								
	初 任 科		3 1 6 期（短期）	37 (12)	4/1 ～ 9/30	124																							
			3 1 6 期（長期）	48 (12)	4/1 ～ 1/30	203																							
	初任補修科		5 1 期（長期）	34 (12)	5/12 ～ 7/31	58																							
			5 2 期（短期）	37 (12)	1/19 ～ 3/19	42																							
	一般職員初任科		4 0 期	5 (5)	4/1 ～ 4/25	19																							
	2 採用時教養の期間（警察官）																												
	<table><tr><th>区分</th><th>初任科</th><th>職場実習</th><th>初任補修科</th><th>実戦実習</th><th>計</th></tr><tr><td>短期（大卒）</td><td>6 月</td><td>4 月</td><td>2 月</td><td>3 月</td><td>1 5 月</td></tr><tr><td>長期（大卒以外）</td><td>1 0 月</td><td>3 月</td><td>3 月</td><td>5 月</td><td>2 1 月</td></tr></table>		区分	初任科	職場実習	初任補修科	実戦実習	計	短期（大卒）	6 月	4 月	2 月	3 月	1 5 月	長期（大卒以外）	1 0 月	3 月	3 月	5 月	2 1 月									
区分	初任科	職場実習	初任補修科	実戦実習	計																								
短期（大卒）	6 月	4 月	2 月	3 月	1 5 月																								
長期（大卒以外）	1 0 月	3 月	3 月	5 月	2 1 月																								
3 初任科入校中の教養の基本方針																													
警察官は、逮捕権など強大な権限と拳銃所持が許される特別な公務員であるため、厳正な規律保持、高い倫理観と職務執行力が要求される。																													
そのため、「強く、正しく、良識ある警察職員の育成」を基本目標とし、																													
○ 警察責務の自覚																													
○ 警察職員たるにふさわしい職務倫理観																													
○ 警察職員であることの誇りと使命感（ポリスマインド）																													
○ 地域警察活動に必要な基礎的実務能力（知識・技能）																													
○ 多様化する警察事象へ対応可能な基本的能力																													
○ 強靱な体力と何ものにも屈しない気力																													
○ 円満な良識と豊かな人間性																													
○ 職業人生における目標実現に向けた自己成長意識の涵養																													
を重点的に育成する項目として、「向学練武」の校訓のもと、指導を行っている。																													

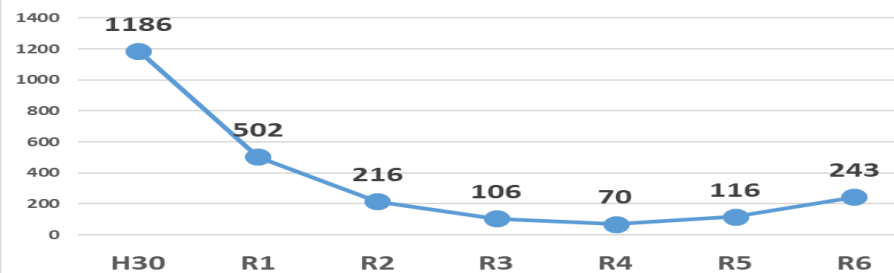
【生活安全部】

業 務 概 況

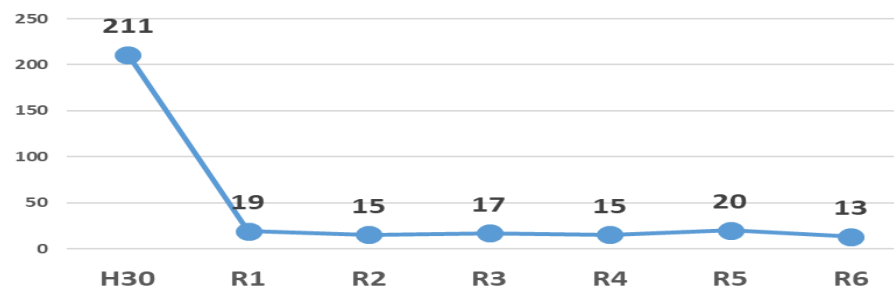
項 目	内 容	備 考																																														
第1 県民を犯罪等から守る 取組の推進	1 犯罪情勢 ○ 令和6年中の刑法犯認知件数 6, 7 2 2件（前年比+ 5 4 8件、+ 8. 9 %） ○ 令和5年から2年連続増加 刑法犯認知件数の推移（平成15年～令和6年） <table><tr><th></th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr><tr><td>刑法犯認知件数</td><td>28,973</td><td>25,628</td><td>22,191</td><td>20,054</td><td>19,553</td><td>17,429</td><td>17,015</td><td>15,309</td><td>14,045</td><td>13,104</td><td>12,836</td><td>10,879</td><td>10,274</td><td>8,923</td><td>8,288</td><td>6,932</td><td>6,498</td><td>5,081</td><td>5,187</td><td>4,944</td><td>6,174</td><td>6,722</td></tr></table> 2 地域社会と連携した犯罪の起きにくい環境づくりの推進 (1) 防犯インフラの整備促進 ア 熊本県警察街頭防犯カメラシステムの効果的な設置と適切な運用 イ 自治体、関係機関・団体、事業者等に対する防犯カメラ及び防犯設備の整備促進 (2) 効果的な防犯情報の提供 ア 「ゆっぴー安心メール」、SNS、防災行政無線等を活用した効果的な防犯情報の提供 イ 自治体、教育委員会、学校等との連絡体制の強化 (3) 防犯ボランティアへの活動支援 若い世代の防犯ボランティア活動の活性化と防犯ボランティア団体への継続的な物的支援		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	刑法犯認知件数	28,973	25,628	22,191	20,054	19,553	17,429	17,015	15,309	14,045	13,104	12,836	10,879	10,274	8,923	8,288	6,932	6,498	5,081	5,187	4,944	6,174	6,722	【令和7年2月末現在】 ○ 刑法犯認知件数 ・認知件数1,024件（+78件） 増減率 +8.2% ※（）内は前年同期比 ※ 刑法犯認知件数 警察において認知した刑法犯の発生件数をいう。 ○ 熊本県警察街頭防犯カメラシステム ・熊本市繁華 20台 ・熊本駅周辺 20台 ・荒尾玉名地域 20台 ※ 令和7年度新規事業として、大津菊陽地域に10台設置予定
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6																										
刑法犯認知件数	28,973	25,628	22,191	20,054	19,553	17,429	17,015	15,309	14,045	13,104	12,836	10,879	10,274	8,923	8,288	6,932	6,498	5,081	5,187	4,944	6,174	6,722																										

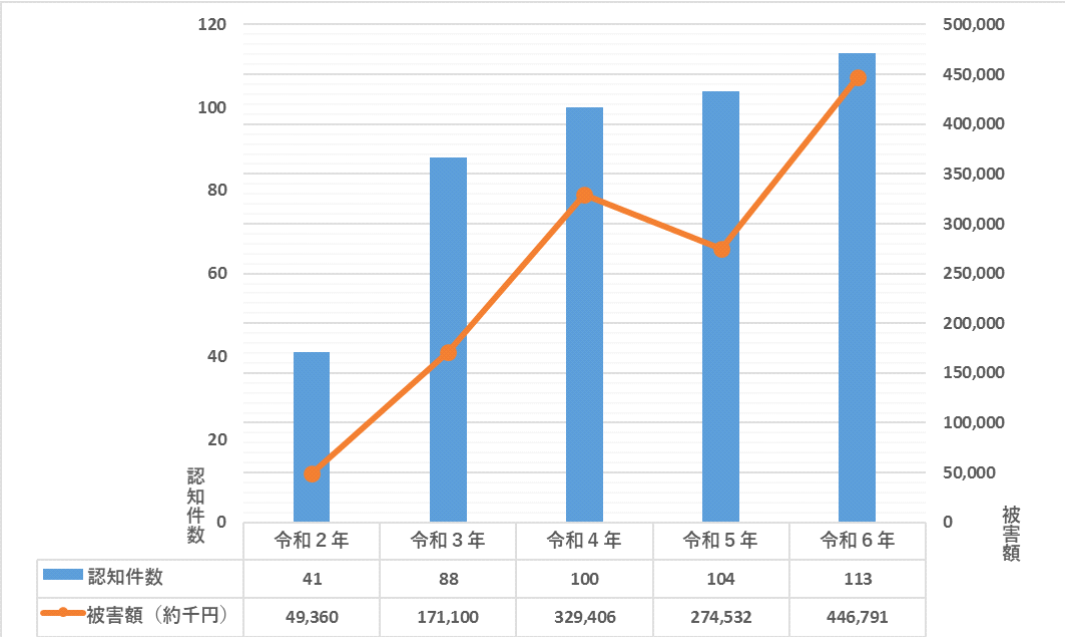
項 目	内 容	備 考
	3 繁華街総合対策の推進 熊本地震後、熊本市繁華街においては、違法・悪質な風俗業者や執拗な客引き・客待ち行為、いわゆる「ぼったくり」などが大幅に増加したため、平成31年3月、本部生活環境課内に繁華街特別対策室を設置し、違法行為の取締り強化、熊本市や民間団体と連携した取組等の繁華街総合対策を推進した。 その結果、客引きに関する110番通報件数や料金トラブルの把握件数が減少するなど一定の効果が認められ、令和5年3月繁華街特別対策室を解体した。 今後は、半導体関連企業の県内進出等による情勢変化が予想されることから、熊本市等関係機関と連携した指導取締りや防犯ボランティア等との合同パトロール等を継続し、風俗環境の悪化を抑止していく。	【令和7年2月末現在】 ○ 客引き110番件数 ・件数 42件 (+21件) ○ 料金トラブル件数 ・件数 3件 (+1件) ※ ()内は前年同期比

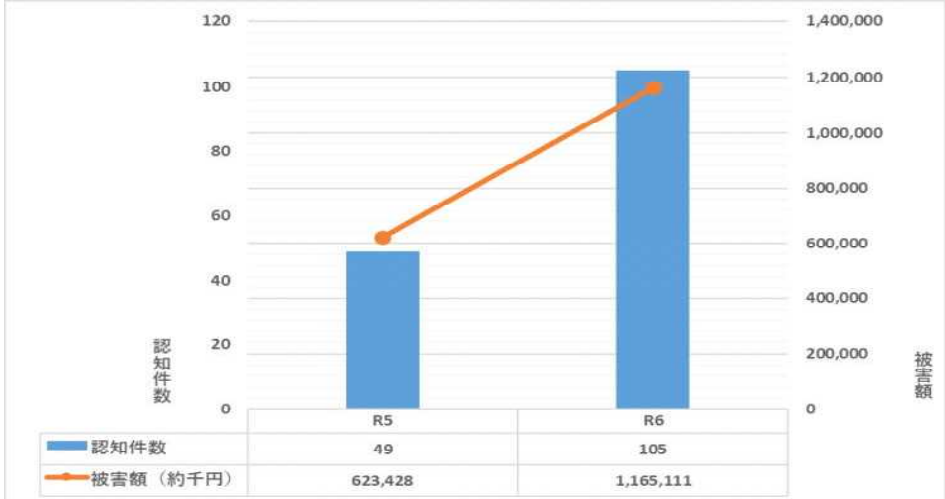
客引き110番通報件数の推移



料金トラブル（ぼったくり）件数の推移



項	目	内	容	備	考																		
		4 「電話で『お金』詐欺」及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策の推進 (1) 「電話で『お金』詐欺」認知状況 令和6年中の被害は、認知件数が113件（前年比+9件）、被害額が約4億4,679万円（前年比+約1億7,226万円）となり、認知件数・被害額ともに増加した。 ※ 認知件数・被害額ともに過去5年間で最多		【令和7年2月末現在】 ○「電話で『お金』詐欺」 ・認知件数 23件 (+15件) ・被害金額 約11,204万円 (+約8,217万円) ※ () 内は前年同期比 ※「電話で『お金』詐欺」とは、全国的に使用されている「特殊詐欺」を指す本県独自の用語である。県民に対する広報啓発のために、平成29年10月から「振り込め詐欺等」、令和2年1月から「電話で『お金』詐欺」と定めて使用している。																			
		「電話で『お金』詐欺」の認知件数の推移																					
																							
		<table><tr><td></td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td><td>令和6年</td></tr><tr><td>認知件数</td><td>41</td><td>88</td><td>100</td><td>104</td><td>113</td></tr><tr><td>被害額（約千円）</td><td>49,360</td><td>171,100</td><td>329,406</td><td>274,532</td><td>446,791</td></tr></table>			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	認知件数	41	88	100	104	113	被害額（約千円）	49,360	171,100	329,406	274,532	446,791		
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																		
認知件数	41	88	100	104	113																		
被害額（約千円）	49,360	171,100	329,406	274,532	446,791																		

項 目	内 容	備 考									
	(2) SNS型投資・ロマンス詐欺認知状況 令和6年中の被害は、認知件数が105件（前年比+56件）、被害額が約11億6,511万円（前年比+約5億4,168万円）となり、認知件数・被害額ともに増加した。 SNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数の推移  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知件数</td> <td>49</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>被害額（約千円）</td> <td>623,428</td> <td>1,165,111</td> </tr> </tbody> </table>		R5	R6	認知件数	49	105	被害額（約千円）	623,428	1,165,111	【令和7年2月末現在】 ○ SNS型投資・ロマンス詐欺認知件数 ・認知件数 18件 (+1件) ・被害金額 約1億8,397万円 (-約6,109万円) ※ () 内は前年同期比
	R5	R6									
認知件数	49	105									
被害額（約千円）	623,428	1,165,111									
	(3) 被害防止対策 ア 「電話で『お金』詐欺」被害防止コールセンター（通称「むさし安心コール」）による押収名簿登載者等への架電 イ テレビCMやゆっぴー安心メール等による各種広報 ウ SNS利用者に向けたSNS上の広告表示による注意喚起の実施（令和7年度新規事業） エ 金融機関からの情報提供（口座モニタリングにより検知した不審な取引等）を受けた被害防止措置 オ 無人ATMにおける人感式の音声発生器（ATM利用者に注意喚起の呼びかけをするもの）の設置 カ コンビニエンスストアに電子マネーカード用封筒（注意喚起のイラストやメッセージが書かれた封筒）を配布										

項 目	内 容	備 考
5 子供・女性安全対策	(1) 脅威事犯の届出状況	【令和7年2月末現在】 ○ 脅威事犯の届出 ・届出件数 124件 (-18件)
	令和6年中の脅威事犯（子供・女性を対象とする性犯罪等や声掛け・つきまとい等）の届出件数は、979件（前年比＋4件）で、主な手口は、声掛け・つきまといが398件、不同意・公然わいせつが174件、迷惑防止条例違反が97件であった。	《内訳》 ・声掛け・つきまとい 64件 (-3件)
	(2) 先制・予防的活動の推進状況	・迷惑防止条例 8件 (-1件)
	令和6年中の検挙が、迷惑防止条例違反23件、刑法犯（公然わいせつ、不同意わいせつ等）45件、軽犯罪法違反3件、その他42件の合計113件で、指導・警告は、声かけ事案等合計223件であった。	・不同意・公然わいせつ 11件 (-14件)
		・性的姿態等撮影 9件 (-2件)
		・その他 32件 (+2件)
		※（）内は前年同期比
		○ 検挙・警告等の状況
		・検挙 12件 (-9件)
		・指導警告 32件 (+7件)
		※（）内は前年同期比

264

126

1110

R2

201

111

1050

R3

212

107

961

R4

226

147

975

R5

223

113

979

R6

届出件数

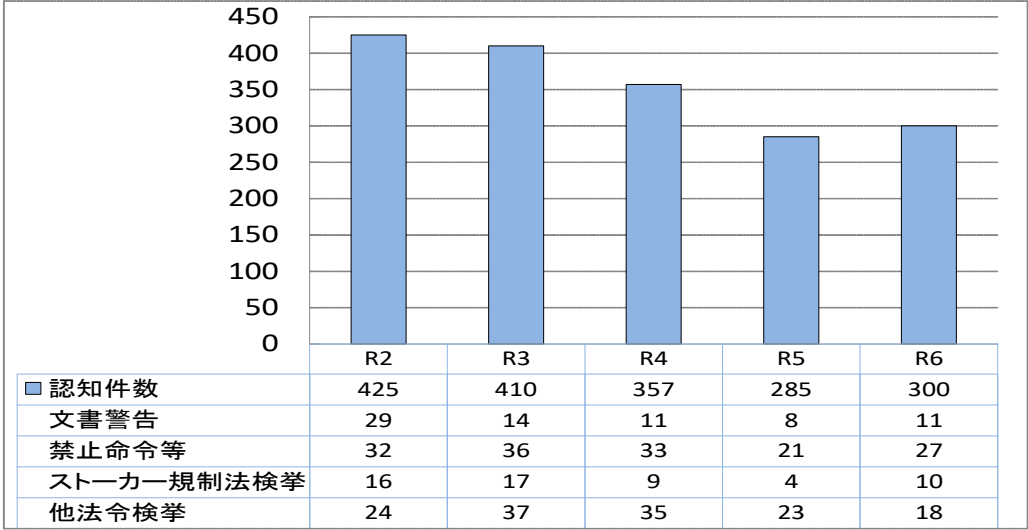
検挙

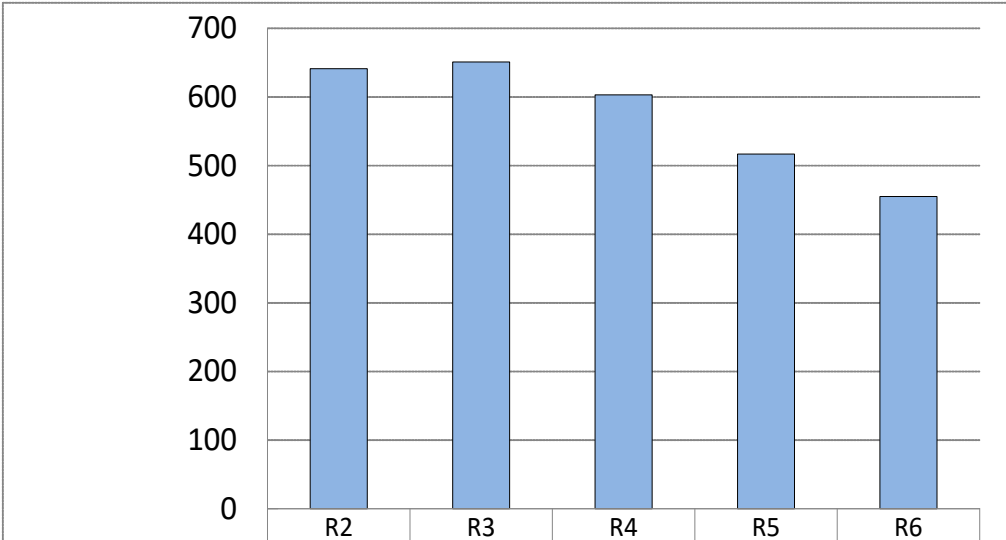
指導・警告

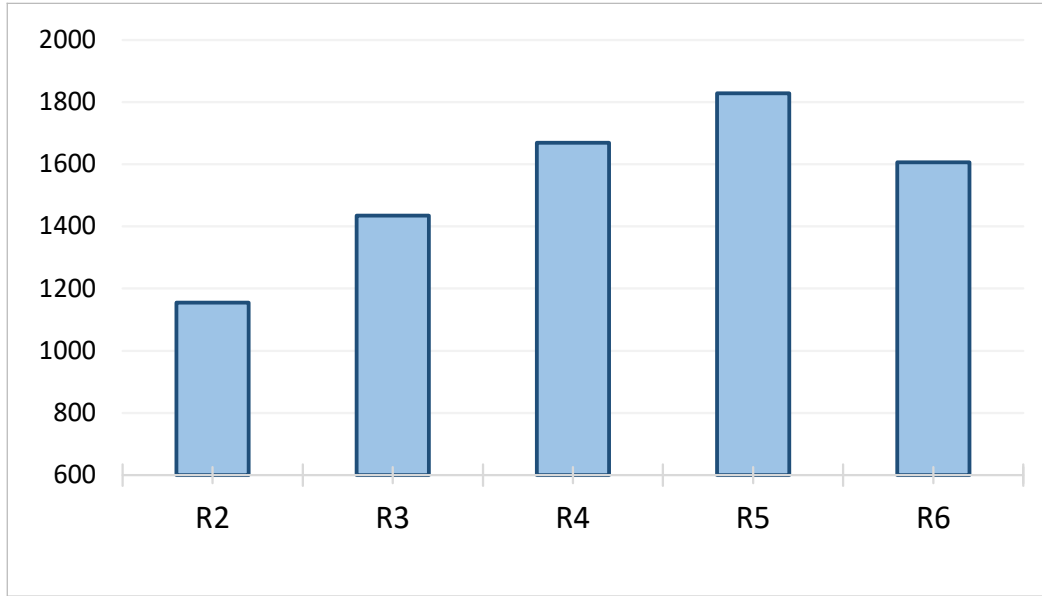
	R2		R3		R4		R5		R6	
届出件数	1110		1050		961		975		979	
検挙	126		111		107		147		113	
指導・警告	264		201		212		226		223	
	対策係	署独自	対策係	署独自	対策係	署独自	対策係	署独自	対策係	署独自
検挙	31	95	20	91	14	93	22	125	20	93
指導・警告	79	185	40	161	39	173	28	198	14	209

項 目	内 容	備 考																			
第 2 少年の非行防止と保護 対策の推進等	1 非行の現状	【令和 7 年 2 月末現在】 ○ 刑法犯少年 ・ 刑法犯少年数 68 人 （+51人） ・ 増減率 33.3% ※（ ）内は前年同期比 ※「刑法犯少年」とは、 刑法に規定する罪を 犯した犯罪少年及び 同法に触れる行為を した触法少年の総称 ※「犯罪少年」とは、 罪を犯した14歳以上 20歳未満の少年 ※「触法少年」とは、 14歳に満たないで刑 罰法令に触れる行為 をした少年 ※「福祉犯」とは、少 年の心身に有害な影 響を与え、少年の福 祉を害する犯罪																			
	刑法犯少年の年別推移 <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>全国（人）</td><td>26076</td><td>22,552</td><td>20,399</td><td>20,912</td><td>26,206</td><td>29,675</td></tr><tr><td>熊本（人）</td><td>323</td><td>232</td><td>242</td><td>260</td><td>342</td><td>398</td></tr></table> 令和 6 年中の刑法犯少年は 3 9 8 人（前年比 + 5 6 人、+ 1 6 . 4 %）で、うち犯 罪少年は 2 8 6 人（前年比 + 6 6 人、+ 3 0 . 0 %）、触法少年は 1 1 2 人（前年比 - 1 0 人、- 8 . 2 %）で、刑法犯少年は平成 1 6 年以降減少を続けていたが、令和 3 年から 4 年連続で増加した。また、刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は、1 5 . 0 % （全国平均 1 4 . 9 %）で、万引き等の初発型非行は 1 8 6 人（刑法犯少年全体の 4 6 . 7 %）であった。			R1	R2	R3	R4	R5	R6	全国（人）	26076	22,552	20,399	20,912	26,206	29,675	熊本（人）	323	232	242	260
	R1	R2	R3	R4	R5	R6															
全国（人）	26076	22,552	20,399	20,912	26,206	29,675															
熊本（人）	323	232	242	260	342	398															
	2 福祉犯及びいじめの現状																				
	令和 6 年中の福祉犯の検挙人員は 8 1 人（前年比 + 3 1 人、+ 6 2 . 0 %）で、法 令別では児童買春・児童ポルノ禁止法違反と性的姿態撮影等処罰法違反がいずれも 2 6 人 で最も多く、次いで少年保護育成条例違反が 1 9 人であり、いじめ相談は 5 5 件（前 年比 - 1 2 件、- 1 7 . 9 %）受理した。																				

項 目	内 容	備 考
	3 推進事項 (1) SNS等に起因する少年の非行及び被害防止対策の推進 ア 広報啓発動画の配信、保護者向け啓発冊子の配布等 イ 関係機関・団体と連携した取組の推進 ウ SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動（令和6年 中に1,005件実施） エ 少年を犯罪実行者募集情報に加担させないための広報啓発の強化 (2) 児童の性的搾取等事犯に対する取締りの強化 (3) 「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進 (4) 集団的不良交友関係等を視野に入れた少年事件捜査・調査の推進 (5) いじめ問題への的確な対応 (6) 少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進 (7) 警察本部肥後っ子サポートセンターを中心とした非行少年等の立ち直り、被害少年の回復に向けた継続的支援活動	【令和7年2月末現在】 ○ SNSに起因する 子供の性被害等防止 のための注意喚起・ 警告活動 ・実施件数 75件 (-803件) ※ ()内は前年同期比

項 目	内 容	備 考																																		
第3 人身安全関連事案対策	1 人身安全関連事案に対処する体制の強化 人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることを踏まえ、令和3年4月、生活安全部に人身安全対策課を新設し、24時間三交替制勤務の対策支援班を運用して、事案の認知段階から関係警察署と緊密に連携の上、危険性・切迫性を組織的に評価するとともに、警察署への指導・助言・支援を行い、被害者等の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対処を推進している。	【令和7年2月末現在】 ○ ストーカー事案認知件数 ・認知件数 37件 (+4件) ・増減率 +12.1% ○ ストーカー警告、検挙等 ・文書警告件数 0件 (-1件) ・禁止命令等 2件 (+1件) ・検挙件数 1件 (-4件) ○ 他法令検挙内訳 ・器物損壊 1件 ※ () 内は前年同期比																																		
	2 ストーカー事案対応状況 令和6年中におけるストーカー事案の認知件数は300件（前年比+15件、+5.3%）であり、文書警告11件（前年比+3件）、禁止命令等27件（前年比+6件）を実施したほか、ストーカー規制法違反で10件（前年比+6件）、住居侵入等の他法令で18件（前年比-5件）を検挙した。 ストーカー事案対応状況の推移  <table><thead><tr><th></th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr></thead><tbody><tr><td>■ 認知件数</td><td>425</td><td>410</td><td>357</td><td>285</td><td>300</td></tr><tr><td>文書警告</td><td>29</td><td>14</td><td>11</td><td>8</td><td>11</td></tr><tr><td>禁止命令等</td><td>32</td><td>36</td><td>33</td><td>21</td><td>27</td></tr><tr><td>ストーカー規制法検挙</td><td>16</td><td>17</td><td>9</td><td>4</td><td>10</td></tr><tr><td>他法令検挙</td><td>24</td><td>37</td><td>35</td><td>23</td><td>18</td></tr></tbody></table>			R2	R3	R4	R5	R6	■ 認知件数	425	410	357	285	300	文書警告	29	14	11	8	11	禁止命令等	32	36	33	21	27	ストーカー規制法検挙	16	17	9	4	10	他法令検挙	24	37	35
	R2	R3	R4	R5	R6																															
■ 認知件数	425	410	357	285	300																															
文書警告	29	14	11	8	11																															
禁止命令等	32	36	33	21	27																															
ストーカー規制法検挙	16	17	9	4	10																															
他法令検挙	24	37	35	23	18																															

項 目	内 容	備 考																														
	3 DV事案対応状況 令和6年中におけるDV事案の認知件数は455件（前年比－62件、－12.0％）であり、裁判所による保護命令は11件（前年比－22件）、暴行・傷害等の他法令で63件（前年比＋4件）を検挙した。 DV事案対応状況の推移 <table><tr><th></th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr><tr><td>■ 認知件数</td><td>641</td><td>651</td><td>603</td><td>517</td><td>455</td></tr><tr><td>保護命令</td><td>29</td><td>23</td><td>32</td><td>33</td><td>11</td></tr><tr><td>保護命令違反検挙</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>他法令検挙</td><td>82</td><td>91</td><td>80</td><td>59</td><td>63</td></tr></table>		R2	R3	R4	R5	R6	■ 認知件数	641	651	603	517	455	保護命令	29	23	32	33	11	保護命令違反検挙	2	2	1	0	0	他法令検挙	82	91	80	59	63	【令和7年2月末現在】 ○ DV事案認知件数 ・認知件数 58件（-16件） ・増減率 -21.6% ○保護命令等 ・保護命令件数 0件（-2件） ・検挙件数 11件（+4件） ○ 他法令検挙内訳 ・暴行 9件 ・傷害 2件 ※()内は前年同期比
	R2	R3	R4	R5	R6																											
■ 認知件数	641	651	603	517	455																											
保護命令	29	23	32	33	11																											
保護命令違反検挙	2	2	1	0	0																											
他法令検挙	82	91	80	59	63																											

項	目	内	容	備	考																																																
	4	児童虐待事案対応状況 令和6年中における児童虐待事案の通告児童数は1,606人（前年比－222人、－12.1％）であり、暴行、傷害等で48件（前年比＋12件）を検挙した。 警察から児童相談所への通告児童数の推移		【令和7年2月末現在】 ○ 通告児童数 ・人数 227人（-43人） ・増減率 -15.9% ○ 検挙件数 ・件数 4件（-8件） ・検挙内訳 暴行 3件 監護者いせつ 1件 ※()内は前年同期比																																																	
																																																					
		<table><tr><th></th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr><tr><td>通告児童数</td><td>1,155</td><td>1,435</td><td>1,669</td><td>1,828</td><td>1,606</td></tr><tr><td>身体的虐待</td><td>228 (19.7%)</td><td>314 (21.9%)</td><td>322 (19.3%)</td><td>344 (18.8%)</td><td>301 (18.7%)</td></tr><tr><td>性的虐待</td><td>9 (0.8%)</td><td>5 (0.3%)</td><td>9 (0.5%)</td><td>1 (0.1%)</td><td>3 (0.2%)</td></tr><tr><td>ネグレクト</td><td>115 (10.0%)</td><td>82 (5.7%)</td><td>115 (6.9%)</td><td>110 (6.0%)</td><td>89 (5.5%)</td></tr><tr><td>心理的虐待</td><td>803 (69.5%)</td><td>1,034 (72.1%)</td><td>1,223 (73.3%)</td><td>1,373 (75.1%)</td><td>1,213 (75.5%)</td></tr><tr><td>うち面前DV</td><td>697 (60.3%)</td><td>904 (63.0%)</td><td>1,098 (65.8%)</td><td>1,212 (66.3%)</td><td>1,060 (66.0%)</td></tr><tr><td>検挙件数</td><td>29</td><td>37</td><td>29</td><td>36</td><td>48</td></tr></table>			R2	R3	R4	R5	R6	通告児童数	1,155	1,435	1,669	1,828	1,606	身体的虐待	228 (19.7%)	314 (21.9%)	322 (19.3%)	344 (18.8%)	301 (18.7%)	性的虐待	9 (0.8%)	5 (0.3%)	9 (0.5%)	1 (0.1%)	3 (0.2%)	ネグレクト	115 (10.0%)	82 (5.7%)	115 (6.9%)	110 (6.0%)	89 (5.5%)	心理的虐待	803 (69.5%)	1,034 (72.1%)	1,223 (73.3%)	1,373 (75.1%)	1,213 (75.5%)	うち面前DV	697 (60.3%)	904 (63.0%)	1,098 (65.8%)	1,212 (66.3%)	1,060 (66.0%)	検挙件数	29	37	29	36	48		
	R2	R3	R4	R5	R6																																																
通告児童数	1,155	1,435	1,669	1,828	1,606																																																
身体的虐待	228 (19.7%)	314 (21.9%)	322 (19.3%)	344 (18.8%)	301 (18.7%)																																																
性的虐待	9 (0.8%)	5 (0.3%)	9 (0.5%)	1 (0.1%)	3 (0.2%)																																																
ネグレクト	115 (10.0%)	82 (5.7%)	115 (6.9%)	110 (6.0%)	89 (5.5%)																																																
心理的虐待	803 (69.5%)	1,034 (72.1%)	1,223 (73.3%)	1,373 (75.1%)	1,213 (75.5%)																																																
うち面前DV	697 (60.3%)	904 (63.0%)	1,098 (65.8%)	1,212 (66.3%)	1,060 (66.0%)																																																
検挙件数	29	37	29	36	48																																																

項 目	内 容	備 考
	5 人身安全関連事案への迅速かつ的確な対応 (1) 人身安全対策課による警察署への実質的な指導・助言・支援の実施 (2) 生活安全部門と刑事部門の緊密な連携の確保 (3) 各種教養等による組織全体の対処能力の向上 (4) 業務の合理化・効率化、デジタル化の更なる推進による警察署の業務負担の軽減 (5) G P S機能付き緊急通報装置、保護対策カメラ等の防犯資機材の効果的な活用 (6) 警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムへの円滑な移行（令和8年3月～） (7) ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ、禁止命令等の措置を講じたストーカー加害者に対する定期連絡等の加害者対策の推進 (8) 配偶者暴力相談支援センター、児童相談所その他関係機関との緊密な連携の確保	

項 目	内 容	備 考																																				
第 4 生活環境事犯の検挙状況等	1 生活環境事犯検挙状況 令和 6 年中、生活環境事犯（経済事犯、環境事犯、風俗事犯及び秩序・諸法令違反）については 4 8 7 件（前年比＋ 5 0 件、＋ 1 1 . 4 %）を検挙した。 生活環境事犯検挙状況の推移 <table><caption>生活環境事犯検挙状況の推移 (単位: 件数)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>経済事犯</th><th>環境事犯</th><th>風俗事犯</th><th>秩序・諸法令違反</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>R2</td><td>125</td><td>107</td><td>48</td><td>197</td><td>477</td></tr><tr><td>R3</td><td>121</td><td>102</td><td>19</td><td>172</td><td>414</td></tr><tr><td>R4</td><td>59</td><td>76</td><td>20</td><td>235</td><td>390</td></tr><tr><td>R5</td><td>80</td><td>87</td><td>36</td><td>234</td><td>437</td></tr><tr><td>R6</td><td>112</td><td>65</td><td>98</td><td>212</td><td>487</td></tr></tbody></table> □ 経済事犯 □ 環境事犯 □ 風俗事犯 □ 秩序・諸法令違反 ※ 生経事犯 ～ ヤミ金融、利殖勧誘、消費者保護及び知的財産権侵害事犯等 環境事犯 ～ 廃棄物、環境・保健衛生事犯、動植物保護事犯等 風俗事犯 ～ 客引き、賭博、売春、わいせつ図画の頒布、性的姿態等撮影等 秩序違反 ～ 迷惑行為等防止条例（客引き以外）、軽犯罪法等 諸法令違反 ～ 銃刀法（拳銃以外）、民事執行法違反等	年度	経済事犯	環境事犯	風俗事犯	秩序・諸法令違反	合計	R2	125	107	48	197	477	R3	121	102	19	172	414	R4	59	76	20	235	390	R5	80	87	36	234	437	R6	112	65	98	212	487	【令和 7 年 2 月末現在】 ○ 生活環境事犯の検挙 ・件数 120件(+33件) ・内訳 生経事犯 18件 (-7件) 環境事犯 24件(+11件) 風俗事犯 30件(+14件) 秩序・諸法令違反 48件(+15件) ※（）内は前年同期比 ○ 犯行ツール対策 【令和 6 年中】 ・口座凍結依頼59件 (+1件) ・携帯電話対策 19件 (+13件) ・有害情報削除依頼 (生経関係) 6706件 (2529件) 【令和 7 年 2 月末現在】 ・口座凍結依頼0件 (-12件) ・携帯電話対策 0件 (-3件) ・有害情報削除依頼 (生経関係) 667件 (-167件) ※（）内は前年同期比
年度	経済事犯	環境事犯	風俗事犯	秩序・諸法令違反	合計																																	
R2	125	107	48	197	477																																	
R3	121	102	19	172	414																																	
R4	59	76	20	235	390																																	
R5	80	87	36	234	437																																	
R6	112	65	98	212	487																																	

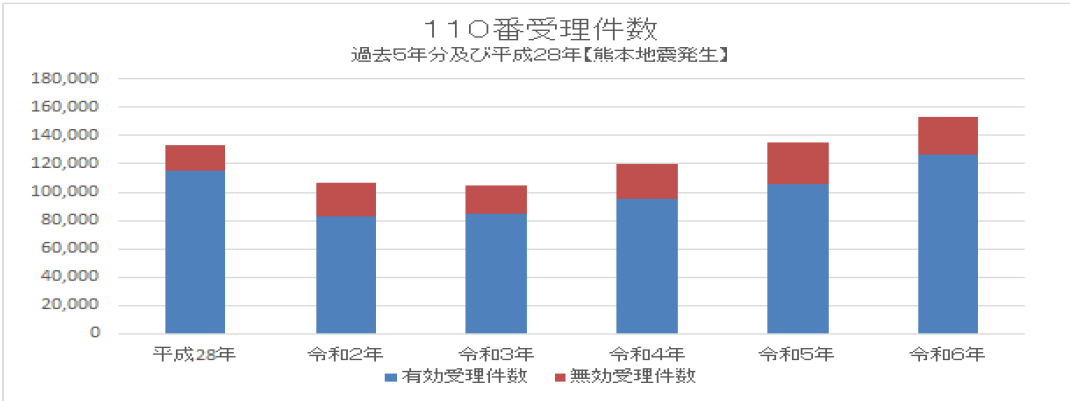
項	目	内	容	備	考																																								
	2	許可等事務		【令和7年2月末現在】																																									
	(1)	所管業務	風俗営業、銃砲刀剣類、火薬類、警備業、探偵業、古物・質屋営業に関する許可、規制等	○ 営業所数等																																									
	(2)	営業所数等	<table><tr><th>営業の種類</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th><th>増減</th></tr><tr><td>風俗営業所</td><td>2,030</td><td>1,996</td><td>-34</td></tr><tr><td>特定遊興飲食店営業所</td><td>3</td><td>4</td><td>1</td></tr><tr><td>性風俗関連特殊営業所</td><td>471</td><td>504</td><td>33</td></tr><tr><td>深夜酒類提供飲食店</td><td>1,541</td><td>1,612</td><td>71</td></tr><tr><td>風俗案内所</td><td>33</td><td>35</td><td>2</td></tr><tr><td>警備業認定業者</td><td>113</td><td>106</td><td>-7</td></tr><tr><td>探偵業者</td><td>135</td><td>137</td><td>2</td></tr><tr><td>古物（古物市場主）許可営業者</td><td>7,625</td><td>8,062</td><td>437</td></tr><tr><td>質屋営業所</td><td>32</td><td>33</td><td>1</td></tr></table>	営業の種類	令和5年	令和6年	増減	風俗営業所	2,030	1,996	-34	特定遊興飲食店営業所	3	4	1	性風俗関連特殊営業所	471	504	33	深夜酒類提供飲食店	1,541	1,612	71	風俗案内所	33	35	2	警備業認定業者	113	106	-7	探偵業者	135	137	2	古物（古物市場主）許可営業者	7,625	8,062	437	質屋営業所	32	33	1	・ 風俗営業所 1,947営業所	
営業の種類	令和5年	令和6年	増減																																										
風俗営業所	2,030	1,996	-34																																										
特定遊興飲食店営業所	3	4	1																																										
性風俗関連特殊営業所	471	504	33																																										
深夜酒類提供飲食店	1,541	1,612	71																																										
風俗案内所	33	35	2																																										
警備業認定業者	113	106	-7																																										
探偵業者	135	137	2																																										
古物（古物市場主）許可営業者	7,625	8,062	437																																										
質屋営業所	32	33	1																																										
				・ 特定遊興飲食店 営業所 4営業所																																									
				・ 性風俗関連特殊 営業所 503営業所																																									
				・ 深夜酒類提供飲食 店 1,615営業所																																									
				・ 風俗案内所 35案内所																																									
				・ 銃砲所持許可者 1,706人																																									
				・ 刀剣類所持許可者 5人																																									
				・ 警備業認定業者 106業者																																									
				・ 探偵業者 137業者																																									
				・ 古物（古物市場主） 許可営業者 8,113業者																																									
	(3)	銃砲等所持許可者	<table><tr><th>許可者の種類</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th><th>増減</th></tr><tr><td>銃砲所持許可者</td><td>1,799</td><td>1,716</td><td>-83</td></tr><tr><td>刀剣類所持許可者</td><td>5</td><td>5</td><td>0</td></tr></table>	許可者の種類	令和5年	令和6年	増減	銃砲所持許可者	1,799	1,716	-83	刀剣類所持許可者	5	5	0	・ 質屋営業所33業者																													
許可者の種類	令和5年	令和6年	増減																																										
銃砲所持許可者	1,799	1,716	-83																																										
刀剣類所持許可者	5	5	0																																										

項 目	内 容	備 考																																																																							
第5 サイバー犯罪の検挙状況等	1 サイバー犯罪事件検挙状況 令和6年中のサイバー犯罪は、227件（前年比+51件、+28.9%）を検挙 サイバー犯罪事件検挙状況の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>不正アクセス禁止法違反</th><th>コンピュータ・電磁的記録対象犯罪</th><th>その他（ネットワーク利用犯罪）</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>R02</td><td>17</td><td>2</td><td>202</td><td>221</td></tr><tr><td>R03</td><td>1</td><td>5</td><td>239</td><td>245</td></tr><tr><td>R04</td><td>1</td><td>5</td><td>115</td><td>121</td></tr><tr><td>R05</td><td>4</td><td>5</td><td>167</td><td>176</td></tr><tr><td>R06</td><td>15</td><td>11</td><td>201</td><td>227</td></tr></tbody></table> 2 サイバー関係相談受理状況 令和6年中のサイバー関係相談は、4,435件（前年比-120件、-2.6%）を受理 サイバー関係相談受理状況の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>詐欺、悪質商法関係</th><th>不正アクセス、ネットワークセキュリティ関係</th><th>迷惑メール・スパムメール関係</th><th>クレジットカード犯罪関係</th><th>その他</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>R02</td><td>1,583</td><td>216</td><td>569</td><td>149</td><td>762</td><td>3,279</td></tr><tr><td>R03</td><td>1,547</td><td>443</td><td>575</td><td>286</td><td>703</td><td>3,554</td></tr><tr><td>R04</td><td>1,869</td><td>528</td><td>695</td><td>438</td><td>774</td><td>4,304</td></tr><tr><td>R05</td><td>2,316</td><td>357</td><td>633</td><td>578</td><td>671</td><td>4,555</td></tr><tr><td>R06</td><td>2,317</td><td>417</td><td>405</td><td>628</td><td>666</td><td>4,435</td></tr></tbody></table> 【令和7年2月末現在】 ○ サイバー犯罪の検挙 ・検挙件数 34件（-2件） ※ サイバー犯罪とは、 ・不正アクセス禁止法違反 ・コンピュータ又は電磁的記録対象犯罪 ・その他（ネットワーク利用犯罪）をいう。 ※（）内は前年同期比 ○ サイバー関係相談受理件数 ・受理件数 630件（-113件） ・増減率 -15.2% ※（）内は前年同期比	年度	不正アクセス禁止法違反	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	その他（ネットワーク利用犯罪）	合計	R02	17	2	202	221	R03	1	5	239	245	R04	1	5	115	121	R05	4	5	167	176	R06	15	11	201	227	年度	詐欺、悪質商法関係	不正アクセス、ネットワークセキュリティ関係	迷惑メール・スパムメール関係	クレジットカード犯罪関係	その他	合計	R02	1,583	216	569	149	762	3,279	R03	1,547	443	575	286	703	3,554	R04	1,869	528	695	438	774	4,304	R05	2,316	357	633	578	671	4,555	R06	2,317	417	405	628	666	4,435
年度	不正アクセス禁止法違反	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	その他（ネットワーク利用犯罪）	合計																																																																					
R02	17	2	202	221																																																																					
R03	1	5	239	245																																																																					
R04	1	5	115	121																																																																					
R05	4	5	167	176																																																																					
R06	15	11	201	227																																																																					
年度	詐欺、悪質商法関係	不正アクセス、ネットワークセキュリティ関係	迷惑メール・スパムメール関係	クレジットカード犯罪関係	その他	合計																																																																			
R02	1,583	216	569	149	762	3,279																																																																			
R03	1,547	443	575	286	703	3,554																																																																			
R04	1,869	528	695	438	774	4,304																																																																			
R05	2,316	357	633	578	671	4,555																																																																			
R06	2,317	417	405	628	666	4,435																																																																			

項 目	内 容	備 考										
第 6 地域警察活動	1 体制等 地域警察官は、総員約 1, 0 0 0 人、全警察官の約 3 割を占め、県民生活の安全・安心を確保するため、交番・駐在所等を拠点に、2 4 時間体制で警察事象全般に即応する活動を展開している。 地域警察の施設等（令和 7 年 2 月末現在） <table><tr><td>交 番</td><td>署所在地</td><td>駐在所</td><td>警備派出所</td><td>自動車警ら班</td></tr><tr><td>6 0</td><td>1 5</td><td>1 1 4</td><td>2</td><td>2 3</td></tr></table> ※ 交番・駐在所等の耐用年数超過割合・・・約 1 8 % 1 7 6 施設中（交番、駐在所、警備派出所） 3 1 施設（交番 7、駐在所 2 4） 2 交番相談員の配置とパトロール活動等の強化 「パトロールを強化してほしい。」「いつも交番にいてほしい。」という相反する県民の要望に応えるため、現在、1 6 警察署の 5 7 交番に 6 5 人の交番相談員を配置している。（令和 7 年 2 月末現在） 交番の無人化対策を講じた上で、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失物の受理、地理案内等の業務に従事させることで、警察官によるパトロール等街頭活動の強化に努めている。	交 番	署所在地	駐在所	警備派出所	自動車警ら班	6 0	1 5	1 1 4	2	2 3	
交 番	署所在地	駐在所	警備派出所	自動車警ら班								
6 0	1 5	1 1 4	2	2 3								

項 目	内 容	備 考
	3 地域警察官の刑法犯検挙人員の推移と若手地域警察官の職務執行強化 刑法犯の総検挙人員のうち、地域警察官による検挙の割合は 近年、横ばいで推移しており、令和6年は前年比で僅かに減少した。30歳未満の若手地域警察官の占める割合は全地域警察官の約4割で、若手地域警察官の職務執行力強化を図るため、職務質問を始めとした各種技能向上のための実戦的訓練や研修を計画的に実施している。	【令和7年2月末現在】 ○ 地域警察官の刑法犯検挙人員 ・ 県内の検挙人員 368人 ・ 地域警察官の検挙人員 187人 ・ 地域警察官の検挙割合 50.8%

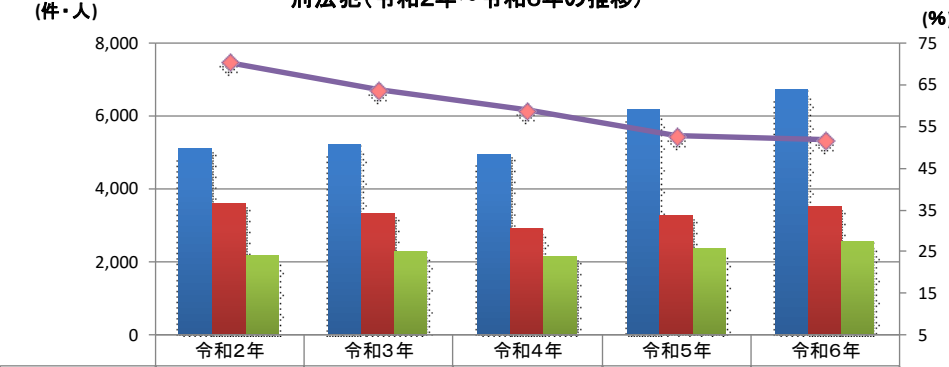


項 目	内 容	備 考																												
第 7 通信指令業務	1 1 1 0 番通報受理件数及び対応状況 110番受理件数 過去5年分及び平成28年【熊本地震発生】 <table><thead><tr><th></th><th>平成28年</th><th>令和2年</th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th></tr></thead><tbody><tr><td>110番総受理件数</td><td>133,598</td><td>107,043</td><td>105,121</td><td>120,346</td><td>135,243</td><td>153,603</td></tr><tr><td>有効受理件数</td><td>115,543</td><td>82,651</td><td>84,668</td><td>95,381</td><td>105,972</td><td>126,285</td></tr><tr><td>非有効受理件数</td><td>18,055</td><td>24,392</td><td>20,453</td><td>24,965</td><td>29,271</td><td>27,318</td></tr></tbody></table> (1) 1 1 0 番通報受理状況 令和 6 年中の総受理件数は、1 5 3 , 6 0 3 件（前年比＋1 8 , 3 6 0 件、＋1 3 . 6 %）、うち有効受理件数は、1 2 6 , 2 8 5 件（前年比＋2 0 , 3 1 3 件、＋1 9 . 2 %）で、1 日当たりの総受理件数は、約 4 2 0 件（前年比＋約 5 0 件、＋約 1 1 . 4 %）であった。 ア 通報件数の特徴 令和 2 年、3 年と 1 0 万件台で推移していたが、令和 4 年以降増加傾向にある。 令和 6 年は、熊本地震発生の平成28年を上回る 1 1 0 番受理件数であり、令和 7 年に入り、更に前年比で増加している。 イ 外国人からの通報の増加 外国人からの通報件数が 5 4 8 件（前年比＋ 3 9 件）と増加している。		平成28年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	110番総受理件数	133,598	107,043	105,121	120,346	135,243	153,603	有効受理件数	115,543	82,651	84,668	95,381	105,972	126,285	非有効受理件数	18,055	24,392	20,453	24,965	29,271	27,318	【令和 7 年 2 月末現在】 ○ 110番受理状況 ・ 総受理件数 22, 986件 (+3, 138件) ・ 有効受理件数 19, 112件 (+3, 364件) ・ 非有効受理件数 3, 864件 (-226件) ※ 有効受理件数 事件や事故の届出等、有効な通報件数 ※ 非有効受理件数 いたずら電話等、 ※ () 内は前年同期比
	平成28年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																								
110番総受理件数	133,598	107,043	105,121	120,346	135,243	153,603																								
有効受理件数	115,543	82,651	84,668	95,381	105,972	126,285																								
非有効受理件数	18,055	24,392	20,453	24,965	29,271	27,318																								

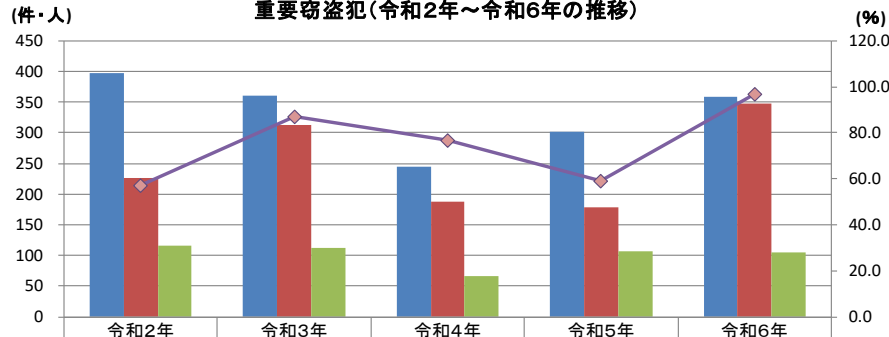
項 目	内 容	備 考
	(2) 110番通報への対応状況 ア 通信指令システムの高度化 110番通報に迅速かつ的確に対応するため、110番センターにおいて、直ちに通報内容を警察署等に指令し、警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備の発令等を行っている。令和6年中の緊急配備発令数は、18件（前年比－17件）であった。 携帯電話からの110番通報に的確に対応するため、音声通話と同時に通報者の位置情報が地図に表示されるシステムを運用するなど社会情勢の変化に応じて、通信指令システムの高度化を図っている。 イ 外国語による110番通報への対応 通訳センターの警察官等を含めた三者通話を行うなどして、日本語を解さない外国人からの110番通報に対応している。	※ 緊急配備 重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等

【 刑事部 】

業 務 概 況

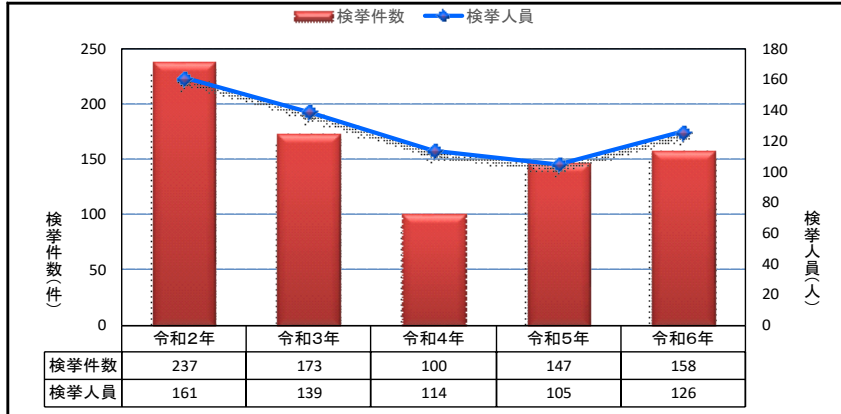
項 目	内 容	備 考																																																																																																																																																																											
第 1 刑法犯の検挙状況等	令和6年中の刑法犯認知件数は6,722件（前年比+548件、+8.9%）で、前年比で増加した。 検挙件数は3,485件（前年比+233件、+7.2%）、検挙人員は2,547人（前年比+207人、+8.8%）、検挙率は51.8%（前年比-0.9ポイント）であった。	【令和7年2月末現在】 ○ 刑法犯検挙状況等 ・認知件数 1,024件（+78件） ・検挙件数 504件（-61件） ・検挙人員 368人（-20人） ・検挙率 49.2%（-10.5ポイント） ※（ ）内は前年同期比																																																																																																																																																																											
	刑法犯(令和2年～令和6年の推移) <table><thead><tr><th></th><th>令和2年</th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th></tr></thead><tbody><tr><td>認知件数(件)</td><td>5,081</td><td>5,187</td><td>4,944</td><td>6,174</td><td>6,722</td></tr><tr><td>検挙件数(件)</td><td>3,578</td><td>3,306</td><td>2,905</td><td>3,252</td><td>3,485</td></tr><tr><td>検挙人員(人)</td><td>2,173</td><td>2,302</td><td>2,150</td><td>2,340</td><td>2,547</td></tr><tr><td>検挙率(%)</td><td>70.4</td><td>63.7</td><td>58.8</td><td>52.7</td><td>51.8</td></tr></tbody></table> 罪種別刑法犯の認知・検挙状況 <table><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="4">認知件数</th><th colspan="4">検挙件数</th><th colspan="3">検挙率</th><th colspan="4">検挙人員</th></tr><tr><th>令和06年</th><th>令和05年</th><th>増減</th><th>%</th><th>令和06年</th><th>令和05年</th><th>増減</th><th>%</th><th>令和06年</th><th>令和05年</th><th>増減</th><th>令和06年</th><th>令和05年</th><th>増減</th><th>%</th></tr></thead><tbody><tr><td>刑 法 犯 総 数</td><td>6,722</td><td>6,174</td><td>548</td><td>8.9</td><td>3,485</td><td>3,252</td><td>233</td><td>7.2</td><td>51.8</td><td>52.7</td><td>-0.9</td><td>2,547</td><td>2,340</td><td>207</td><td>8.8</td></tr><tr><td>凶 悪 犯</td><td>79</td><td>74</td><td>5</td><td>6.8</td><td>66</td><td>57</td><td>9</td><td>15.8</td><td>83.5</td><td>77.0</td><td>6.5</td><td>73</td><td>53</td><td>20</td><td>37.7</td></tr><tr><td>粗 暴 犯</td><td>745</td><td>744</td><td>1</td><td>0.1</td><td>605</td><td>577</td><td>28</td><td>4.9</td><td>81.2</td><td>77.6</td><td>3.6</td><td>617</td><td>592</td><td>25</td><td>4.2</td></tr><tr><td>窃 盗 犯</td><td>4,386</td><td>4,036</td><td>350</td><td>8.7</td><td>2,029</td><td>2,002</td><td>27</td><td>1.3</td><td>46.3</td><td>49.6</td><td>-3.3</td><td>1,303</td><td>1,282</td><td>21</td><td>1.6</td></tr><tr><td>知 能 犯</td><td>547</td><td>434</td><td>113</td><td>26.0</td><td>210</td><td>200</td><td>10</td><td>5.0</td><td>38.4</td><td>46.1</td><td>-7.7</td><td>143</td><td>134</td><td>9</td><td>6.7</td></tr><tr><td>風 俗 犯</td><td>243</td><td>139</td><td>104</td><td>74.8</td><td>207</td><td>83</td><td>124</td><td>149.4</td><td>85.2</td><td>59.7</td><td>25.5</td><td>147</td><td>61</td><td>86</td><td>141.0</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>722</td><td>747</td><td>-25</td><td>-3.3</td><td>368</td><td>333</td><td>35</td><td>10.5</td><td>51.0</td><td>44.6</td><td>6.4</td><td>264</td><td>218</td><td>46</td><td>21.1</td></tr></tbody></table>		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	認知件数(件)	5,081	5,187	4,944	6,174	6,722	検挙件数(件)	3,578	3,306	2,905	3,252	3,485	検挙人員(人)	2,173	2,302	2,150	2,340	2,547	検挙率(%)	70.4	63.7	58.8	52.7	51.8		認知件数				検挙件数				検挙率			検挙人員				令和06年	令和05年	増減	%	令和06年	令和05年	増減	%	令和06年	令和05年	増減	令和06年	令和05年	増減	%	刑 法 犯 総 数	6,722	6,174	548	8.9	3,485	3,252	233	7.2	51.8	52.7	-0.9	2,547	2,340	207	8.8	凶 悪 犯	79	74	5	6.8	66	57	9	15.8	83.5	77.0	6.5	73	53	20	37.7	粗 暴 犯	745	744	1	0.1	605	577	28	4.9	81.2	77.6	3.6	617	592	25	4.2	窃 盗 犯	4,386	4,036	350	8.7	2,029	2,002	27	1.3	46.3	49.6	-3.3	1,303	1,282	21	1.6	知 能 犯	547	434	113	26.0	210	200	10	5.0	38.4	46.1	-7.7	143	134	9	6.7	風 俗 犯	243	139	104	74.8	207	83	124	149.4	85.2	59.7	25.5	147	61	86	141.0	そ の 他	722	747	-25	-3.3	368	333	35	10.5	51.0	44.6	6.4	264	218	46
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																																																																																																																																																																								
認知件数(件)	5,081	5,187	4,944	6,174	6,722																																																																																																																																																																								
検挙件数(件)	3,578	3,306	2,905	3,252	3,485																																																																																																																																																																								
検挙人員(人)	2,173	2,302	2,150	2,340	2,547																																																																																																																																																																								
検挙率(%)	70.4	63.7	58.8	52.7	51.8																																																																																																																																																																								
	認知件数				検挙件数				検挙率			検挙人員																																																																																																																																																																	
	令和06年	令和05年	増減	%	令和06年	令和05年	増減	%	令和06年	令和05年	増減	令和06年	令和05年	増減	%																																																																																																																																																														
刑 法 犯 総 数	6,722	6,174	548	8.9	3,485	3,252	233	7.2	51.8	52.7	-0.9	2,547	2,340	207	8.8																																																																																																																																																														
凶 悪 犯	79	74	5	6.8	66	57	9	15.8	83.5	77.0	6.5	73	53	20	37.7																																																																																																																																																														
粗 暴 犯	745	744	1	0.1	605	577	28	4.9	81.2	77.6	3.6	617	592	25	4.2																																																																																																																																																														
窃 盗 犯	4,386	4,036	350	8.7	2,029	2,002	27	1.3	46.3	49.6	-3.3	1,303	1,282	21	1.6																																																																																																																																																														
知 能 犯	547	434	113	26.0	210	200	10	5.0	38.4	46.1	-7.7	143	134	9	6.7																																																																																																																																																														
風 俗 犯	243	139	104	74.8	207	83	124	149.4	85.2	59.7	25.5	147	61	86	141.0																																																																																																																																																														
そ の 他	722	747	-25	-3.3	368	333	35	10.5	51.0	44.6	6.4	264	218	46	21.1																																																																																																																																																														

項 目	内 容	備 考																																																																																																																																																																											
第 2 重要犯罪の検挙状況等	令和6年中の重要犯罪の認知件数は180件（前年比+35件、+24.1%）、検挙件数は155件（前年比+54件、+53.5%）、検挙人員は138人（前年比+51人、+58.6%）、検挙率は86.1%（前年比+16.4ポイント）であった。	【令和7年2月末現在】 ○ 重要犯罪検挙状況等 ・ 認知件数 36件 (+11件) ・ 検挙件数 38件 (+12件) ・ 検挙人員 28人 (+11人) ・ 検挙率 105.6% (+1.6ポイント) ※ () 内は前年同期比 ※ 重要犯罪 殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつをいう。																																																																																																																																																																											
	重要犯罪(令和2年～令和6年の推移) <table><thead><tr><th></th><th>令和2年</th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th></tr></thead><tbody><tr><td>認知件数(件)</td><td>104</td><td>108</td><td>91</td><td>145</td><td>180</td></tr><tr><td>検挙件数(件)</td><td>88</td><td>103</td><td>83</td><td>101</td><td>155</td></tr><tr><td>検挙人員(人)</td><td>77</td><td>94</td><td>80</td><td>87</td><td>138</td></tr><tr><td>検挙率(%)</td><td>84.6</td><td>95.4</td><td>91.2</td><td>69.7</td><td>86.1</td></tr></tbody></table> 罪種別重要犯罪の認知・検挙状況 <table><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="4">認知件数</th><th colspan="4">検挙件数</th><th colspan="3">検挙率</th><th colspan="4">検挙人員</th></tr><tr><th>令和06年</th><th>令和05年</th><th>増減</th><th>%</th><th>令和06年</th><th>令和05年</th><th>増減</th><th>%</th><th>令和06年</th><th>令和05年</th><th>増減</th><th>令和06年</th><th>令和05年</th><th>増減</th><th>%</th></tr></thead><tbody><tr><td>重要犯罪総数</td><td>180</td><td>145</td><td>35</td><td>24.1</td><td>155</td><td>101</td><td>54</td><td>53.5</td><td>86.1</td><td>69.7</td><td>16.4</td><td>138</td><td>87</td><td>51</td><td>58.6</td></tr><tr><td>殺人</td><td>9</td><td>12</td><td>-3</td><td>-25.0</td><td>11</td><td>10</td><td>1</td><td>10.0</td><td>122.2</td><td>83.3</td><td>38.9</td><td>8</td><td>8</td><td>0</td><td>0.0</td></tr><tr><td>強盗</td><td>5</td><td>4</td><td>1</td><td>25.0</td><td>5</td><td>4</td><td>1</td><td>25.0</td><td>100.0</td><td>100.0</td><td>0.0</td><td>15</td><td>8</td><td>7</td><td>87.5</td></tr><tr><td>放火</td><td>4</td><td>11</td><td>-7</td><td>-63.6</td><td>5</td><td>10</td><td>-5</td><td>-50.0</td><td>125.0</td><td>90.9</td><td>34.1</td><td>4</td><td>10</td><td>-6</td><td>-60.0</td></tr><tr><td>不同意性交等</td><td>61</td><td>47</td><td>14</td><td>29.8</td><td>45</td><td>33</td><td>12</td><td>36.4</td><td>73.8</td><td>70.2</td><td>3.6</td><td>46</td><td>27</td><td>19</td><td>70.4</td></tr><tr><td>略取誘拐・人身売買</td><td>5</td><td>1</td><td>4</td><td>400.0</td><td>3</td><td>1</td><td>2</td><td>200.0</td><td>60.0</td><td>100.0</td><td>-40.0</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>100.0</td></tr><tr><td>不同意わいせつ</td><td>96</td><td>70</td><td>26</td><td>37.1</td><td>86</td><td>43</td><td>43</td><td>100.0</td><td>89.6</td><td>61.4</td><td>28.2</td><td>63</td><td>33</td><td>30</td><td>90.9</td></tr></tbody></table>		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	認知件数(件)	104	108	91	145	180	検挙件数(件)	88	103	83	101	155	検挙人員(人)	77	94	80	87	138	検挙率(%)	84.6	95.4	91.2	69.7	86.1		認知件数				検挙件数				検挙率			検挙人員				令和06年	令和05年	増減	%	令和06年	令和05年	増減	%	令和06年	令和05年	増減	令和06年	令和05年	増減	%	重要犯罪総数	180	145	35	24.1	155	101	54	53.5	86.1	69.7	16.4	138	87	51	58.6	殺人	9	12	-3	-25.0	11	10	1	10.0	122.2	83.3	38.9	8	8	0	0.0	強盗	5	4	1	25.0	5	4	1	25.0	100.0	100.0	0.0	15	8	7	87.5	放火	4	11	-7	-63.6	5	10	-5	-50.0	125.0	90.9	34.1	4	10	-6	-60.0	不同意性交等	61	47	14	29.8	45	33	12	36.4	73.8	70.2	3.6	46	27	19	70.4	略取誘拐・人身売買	5	1	4	400.0	3	1	2	200.0	60.0	100.0	-40.0	2	1	1	100.0	不同意わいせつ	96	70	26	37.1	86	43	43	100.0	89.6	61.4	28.2	63	33	30
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																																																																																																																																																																								
認知件数(件)	104	108	91	145	180																																																																																																																																																																								
検挙件数(件)	88	103	83	101	155																																																																																																																																																																								
検挙人員(人)	77	94	80	87	138																																																																																																																																																																								
検挙率(%)	84.6	95.4	91.2	69.7	86.1																																																																																																																																																																								
	認知件数				検挙件数				検挙率			検挙人員																																																																																																																																																																	
	令和06年	令和05年	増減	%	令和06年	令和05年	増減	%	令和06年	令和05年	増減	令和06年	令和05年	増減	%																																																																																																																																																														
重要犯罪総数	180	145	35	24.1	155	101	54	53.5	86.1	69.7	16.4	138	87	51	58.6																																																																																																																																																														
殺人	9	12	-3	-25.0	11	10	1	10.0	122.2	83.3	38.9	8	8	0	0.0																																																																																																																																																														
強盗	5	4	1	25.0	5	4	1	25.0	100.0	100.0	0.0	15	8	7	87.5																																																																																																																																																														
放火	4	11	-7	-63.6	5	10	-5	-50.0	125.0	90.9	34.1	4	10	-6	-60.0																																																																																																																																																														
不同意性交等	61	47	14	29.8	45	33	12	36.4	73.8	70.2	3.6	46	27	19	70.4																																																																																																																																																														
略取誘拐・人身売買	5	1	4	400.0	3	1	2	200.0	60.0	100.0	-40.0	2	1	1	100.0																																																																																																																																																														
不同意わいせつ	96	70	26	37.1	86	43	43	100.0	89.6	61.4	28.2	63	33	30	90.9																																																																																																																																																														

項 目	内 容	備 考																																																																																																															
第3 重要窃盗犯の検挙状況等	令和6年中の重要窃盗犯の認知件数は359件（前年比+58件、+19.3%）、検挙件数は347件（前年比+169件、+94.9%）、検挙人員は105人（前年比-1人、-0.9%）、検挙率は96.7%（前年比+37.6ポイント）であった。 (件・人) 重要窃盗犯(令和2年～令和6年の推移) (%) <table><tr><th></th><th>令和2年</th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th></tr><tr><td>認知件数(件)</td><td>397</td><td>360</td><td>244</td><td>301</td><td>359</td></tr><tr><td>検挙件数(件)</td><td>227</td><td>313</td><td>188</td><td>178</td><td>347</td></tr><tr><td>検挙人員(人)</td><td>116</td><td>113</td><td>67</td><td>106</td><td>105</td></tr><tr><td>検挙率(%)</td><td>57.2</td><td>86.9</td><td>77.0</td><td>59.1</td><td>96.7</td></tr></table>		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	認知件数(件)	397	360	244	301	359	検挙件数(件)	227	313	188	178	347	検挙人員(人)	116	113	67	106	105	検挙率(%)	57.2	86.9	77.0	59.1	96.7	【令和7年2月末現在】 ○ 重要窃盗犯検挙状況等 ・認知件数 43件 (-6件) ・検挙件数 12件 (-10件) ・検挙人員 11人 (+1人) ・検挙率 27.9% (-17.0ポイント) ※ () 内は前年同期比 ※ 重要窃盗犯 身体被害のおそれのある侵入盗、ひったくり及びすりに加え、二次犯罪に利用されるおそれのある自動車盗をいう。																																																																																	
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																																																																																																												
認知件数(件)	397	360	244	301	359																																																																																																												
検挙件数(件)	227	313	188	178	347																																																																																																												
検挙人員(人)	116	113	67	106	105																																																																																																												
検挙率(%)	57.2	86.9	77.0	59.1	96.7																																																																																																												
罪種別重要窃盗犯の認知・検挙状況等 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="4">認知件数</th><th colspan="4">検挙件数</th><th colspan="3">検挙率</th><th colspan="4">検挙人員</th></tr><tr><th>令和06年</th><th>令和05年</th><th>増減</th><th>%</th><th>令和06年</th><th>令和05年</th><th>増減</th><th>%</th><th>令和06年</th><th>令和05年</th><th>増減</th><th>令和06年</th><th>令和05年</th><th>増減</th><th>%</th></tr><tr><td>重要窃盗犯総数</td><td>359</td><td>301</td><td>58</td><td>19.3</td><td>347</td><td>178</td><td>169</td><td>94.9</td><td>96.7</td><td>59.1</td><td>37.6</td><td>105</td><td>106</td><td>-1</td><td>-0.9</td></tr><tr><td>侵入盗</td><td>326</td><td>268</td><td>58</td><td>21.6</td><td>321</td><td>153</td><td>168</td><td>109.8</td><td>98.5</td><td>57.1</td><td>41.4</td><td>87</td><td>83</td><td>4</td><td>4.8</td></tr><tr><td>自動車盗</td><td>20</td><td>16</td><td>4</td><td>25.0</td><td>15</td><td>16</td><td>-1</td><td>-6.3</td><td>75.0</td><td>100.0</td><td>-25.0</td><td>9</td><td>16</td><td>-7</td><td>-43.8</td></tr><tr><td>ひったくり</td><td>3</td><td>3</td><td>0</td><td>0.0</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>-</td><td>66.7</td><td>0.0</td><td>66.7</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>-</td></tr><tr><td>すり</td><td>10</td><td>14</td><td>-4</td><td>-28.6</td><td>9</td><td>9</td><td>0</td><td>0.0</td><td>90.0</td><td>64.3</td><td>25.7</td><td>7</td><td>7</td><td>0</td><td>0.0</td></tr></table>				認知件数				検挙件数				検挙率			検挙人員				令和06年	令和05年	増減	%	令和06年	令和05年	増減	%	令和06年	令和05年	増減	令和06年	令和05年	増減	%	重要窃盗犯総数	359	301	58	19.3	347	178	169	94.9	96.7	59.1	37.6	105	106	-1	-0.9	侵入盗	326	268	58	21.6	321	153	168	109.8	98.5	57.1	41.4	87	83	4	4.8	自動車盗	20	16	4	25.0	15	16	-1	-6.3	75.0	100.0	-25.0	9	16	-7	-43.8	ひったくり	3	3	0	0.0	2	0	2	-	66.7	0.0	66.7	2	0	2	-	すり	10	14	-4	-28.6	9	9	0	0.0	90.0	64.3	25.7	7	7	0	0.0
	認知件数				検挙件数				検挙率			検挙人員																																																																																																					
	令和06年	令和05年	増減	%	令和06年	令和05年	増減	%	令和06年	令和05年	増減	令和06年	令和05年	増減	%																																																																																																		
重要窃盗犯総数	359	301	58	19.3	347	178	169	94.9	96.7	59.1	37.6	105	106	-1	-0.9																																																																																																		
侵入盗	326	268	58	21.6	321	153	168	109.8	98.5	57.1	41.4	87	83	4	4.8																																																																																																		
自動車盗	20	16	4	25.0	15	16	-1	-6.3	75.0	100.0	-25.0	9	16	-7	-43.8																																																																																																		
ひったくり	3	3	0	0.0	2	0	2	-	66.7	0.0	66.7	2	0	2	-																																																																																																		
すり	10	14	-4	-28.6	9	9	0	0.0	90.0	64.3	25.7	7	7	0	0.0																																																																																																		

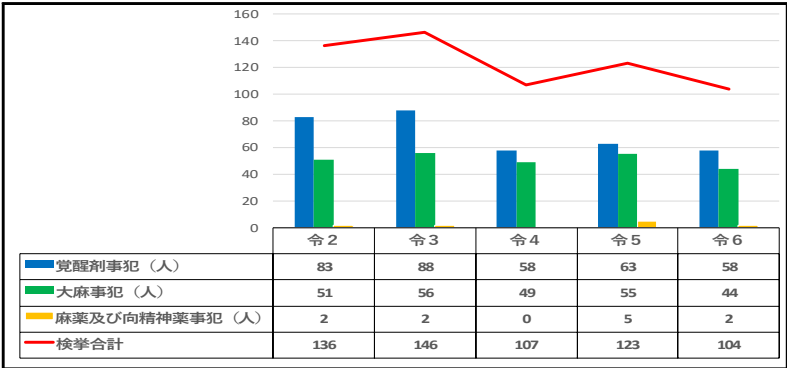
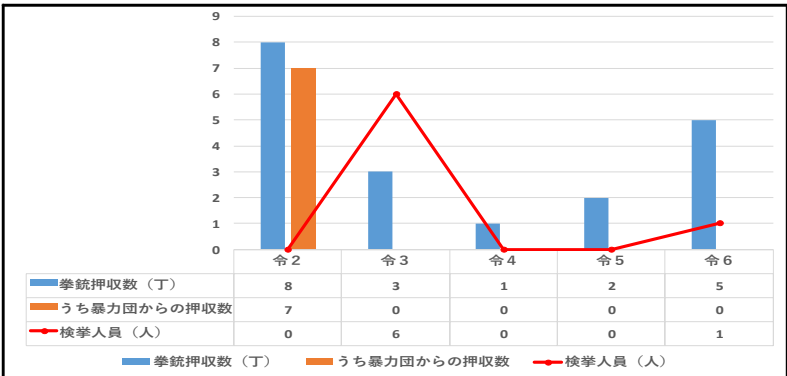
項 目	内 容	備 考																														
第4 知能犯の検挙状況等	令和6年中の知能犯事件の認知件数は547件（前年比+113件、+26.0％）、検挙件数は210件（前年比+10件、+5.0％）、検挙人員は143人（前年比+9人、+6.7％）、検挙率は38.4％（前年比－7.7ポイント）であった。 (件・人) 知能犯認知・検挙年別推移(令和2年～令和6年) (%) <table><tr><td></td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td><td>令和6年</td></tr><tr><td>認知件数(件)</td><td>209</td><td>292</td><td>269</td><td>434</td><td>547</td></tr><tr><td>検挙件数(件)</td><td>148</td><td>228</td><td>144</td><td>200</td><td>210</td></tr><tr><td>検挙人員(人)</td><td>87</td><td>183</td><td>105</td><td>134</td><td>143</td></tr><tr><td>検挙率(%)</td><td>70.8</td><td>78.1</td><td>53.5</td><td>46.1</td><td>38.4</td></tr></table>		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	認知件数(件)	209	292	269	434	547	検挙件数(件)	148	228	144	200	210	検挙人員(人)	87	183	105	134	143	検挙率(%)	70.8	78.1	53.5	46.1	38.4	【令和7年2月末現在】 ○ 知能犯検挙状況等 ・認知件数 108件 (+22件) ・検挙件数 35件 (-11件) ・検挙人員 17人 (-7人) ・検挙率 32.4％ (-21.1ポイント) ※ () 内は前年同期比 ※ 知能犯 詐欺、横領、通貨偽造、文書偽造、支払用カード偽造、有価証券偽造、印章偽造、贈収賄、職権濫用、あっせん利得処罰法、背任をいう。
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																											
認知件数(件)	209	292	269	434	547																											
検挙件数(件)	148	228	144	200	210																											
検挙人員(人)	87	183	105	134	143																											
検挙率(%)	70.8	78.1	53.5	46.1	38.4																											

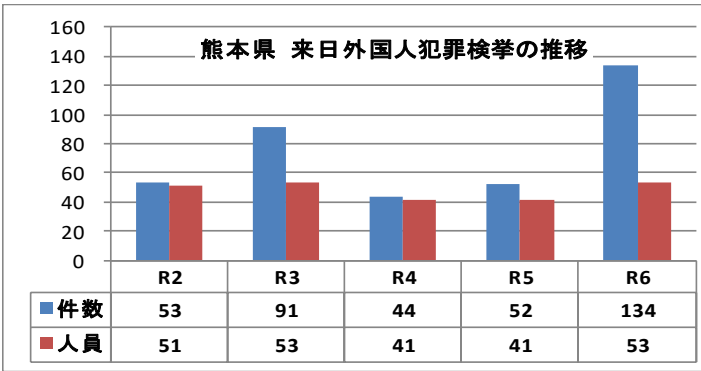
項 目	内 容	備 考																																								
第5 組織犯罪対策の推進	1 特殊詐欺（「電話で『お金』詐欺」）事件等の認知・検挙状況 (1) 特殊詐欺（「電話で『お金』詐欺」） 令和6年中の特殊詐欺の認知件数は113件（前年比＋9件、＋8.7％）、被害額の総額は約4億4,679万円（前年比約＋1億7,226万円、＋62.7％）、検挙件数は31件（前年比＋5件、＋19.2％）、検挙人員は9人（前年比－3人、－25％）であった。 助長犯の検挙件数は64件（前年比－1件、－1.5％）、検挙人員は43人（前年比＋8人、＋23％）であった。 【特殊詐欺認知・検挙状況】 <table><thead><tr><th></th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>増減数</th><th>増減率</th></tr></thead><tbody><tr><td>認知件数</td><td>41</td><td>88</td><td>100</td><td>104</td><td>113</td><td>9</td><td>8.7%</td></tr><tr><td>被害額（概数）</td><td>4,936万円</td><td>1.71億円</td><td>3.29億円</td><td>2.75億円</td><td>4.47億円</td><td>1.72億円</td><td>62.7%</td></tr><tr><td>検挙件数</td><td>33</td><td>25</td><td>41</td><td>26</td><td>31</td><td>5</td><td>19.2%</td></tr><tr><td>検挙人員</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>12</td><td>9</td><td>-3</td><td>-25%</td></tr></tbody></table> (2) SNS型投資・ロマンス詐欺 令和6年中のSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は105件（投資詐欺54件・前年比＋25件、ロマンス詐欺51件・前年比＋31件）、被害額の総額は約11億6,011万円（前年比＋5億3,668万円）、検挙件数は3件、検挙人員は3人であった。		R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率	認知件数	41	88	100	104	113	9	8.7%	被害額（概数）	4,936万円	1.71億円	3.29億円	2.75億円	4.47億円	1.72億円	62.7%	検挙件数	33	25	41	26	31	5	19.2%	検挙人員	9	9	9	12	9	-3	-25%	【令和7年2月末現在】 ○ 特殊詐欺検挙状況等 ・検挙件数 0件（-6件） ・検挙人員 0人（±0人） ※（）内は前年同期比 ※ 「助長犯」 特殊詐欺を助長する口座開設詐欺、携帯電話端末詐欺、通帳等譲渡し等の犯罪をいう。 ○ SNS型投資・ロマンス詐欺認知状況等 ・SNS型投資詐欺 認知件数 11件 被害額 約1億1,564万円 ・SNS型ロマンス詐欺 認知件数 7件 被害額 約6,833万円
	R2	R3	R4	R5	R6	増減数	増減率																																			
認知件数	41	88	100	104	113	9	8.7%																																			
被害額（概数）	4,936万円	1.71億円	3.29億円	2.75億円	4.47億円	1.72億円	62.7%																																			
検挙件数	33	25	41	26	31	5	19.2%																																			
検挙人員	9	9	9	12	9	-3	-25%																																			

項 目	内 容	備 考																		
	2 暴力団対策 (1) 暴力団情勢 県内の暴力団勢力については、令和6年末現在、19組織、約310人で、うち六代目山口組系、神戸山口組系及び道仁会系の構成員等が全勢力の約73%を占めている。 全国では、指定暴力団六代目山口組の分裂に伴う対立抗争に起因するとみられる事件が発生しており、本県においても、令和元年11月に熊本市中央区において、六代目山口組と神戸山口組の間の対立抗争に起因するとみられる殺人未遂事件が発生し、被疑者2人を検挙した。 警察では、「暴力団、匿名・流動型犯罪グループ等犯罪組織の壊滅に向けた総合的な対策の推進」を重点に掲げ、暴力団犯罪の取締りを徹底するとともに、暴力団対策法や暴力団排除条例を効果的に運用し、官民一体となった暴力団排除活動を推進するなど、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を推進している。 (2) 暴力団犯罪の検挙状況等 令和6年中の暴力団犯罪の検挙件数は158件（前年比+11件、+7.5%）、検挙人員は126人（前年比+21人、+20%）であった。 【暴力団犯罪の検挙状況】 <table><tr><th></th><th>令和2年</th><th>令和3年</th><th>令和4年</th><th>令和5年</th><th>令和6年</th></tr><tr><td>検挙件数</td><td>237</td><td>173</td><td>100</td><td>147</td><td>158</td></tr><tr><td>検挙人員</td><td>161</td><td>139</td><td>114</td><td>105</td><td>126</td></tr></table> <td> 【令和7年2月末現在】 ○ 暴力団勢力 ・組織数 19組織 ・構成員等の数 約310人 ○ 暴力団犯罪検挙件数 28件(+7件) ○ 暴力団犯罪検挙人員 10人(-8人) ※ ()内は前年同期比 </td>		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	検挙件数	237	173	100	147	158	検挙人員	161	139	114	105	126	【令和7年2月末現在】 ○ 暴力団勢力 ・組織数 19組織 ・構成員等の数 約310人 ○ 暴力団犯罪検挙件数 28件(+7件) ○ 暴力団犯罪検挙人員 10人(-8人) ※ ()内は前年同期比
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年															
検挙件数	237	173	100	147	158															
検挙人員	161	139	114	105	126															

項 目	内 容	備 考
	(3) 暴力団対策法及び熊本県暴力団排除条例の運用状況 ア 令和6年中の暴力団対策法の適用 中止命令 4件 損害賠償請求妨害防止命令 1件 ※ 指定暴力団六代目山口組系組長が、風俗店経営の知人から不当にみかじめ料や用心棒代名目で金銭を要求した事案など イ 令和6年中の熊本県暴力団排除条例の適用 勧告 15件 ※ 暴力団幹部が、県内の事業者から用心棒代を徴収していたほか、複数の事業者に対し、食品等売りつけるなどして利益を得ていた事実がそれぞれ判明したことから、同事実を暴力団に対する利益供与と認め、10事業者及び暴力団幹部2人に対し、勧告を実施した事案など (4) 暴力団排除対策の取組状況 ア 「平成28年熊本地震」、「令和2年7月豪雨災害」に係る復旧・復興事業からの暴力団排除の推進 復興事業に人材派遣や下請け参入などで介入・関与するおそれがあることから国、県、関係団体に対して暴力団排除の申入れを行い、関係機関との情報共有を図りながら災害復興事業からの暴力団排除を推進している。 イ TSMC（台湾積体電路製造）の進出に伴う暴力団排除の推進 TSMCの進出に伴い建設される工場の新築工事から暴力団等を排除すべく、TSMCの子会社であるJASM株式会社などに申入れを行った結果、令和4年11月17日、「JASM新築工事暴力団等排除対策協議会」が発足された。 警察としては、同協議会を通じて、暴力団等の排除及び不当要求の未然防止のための活動を推進するとともに、発生事案に対する迅速・的確な対応等を行うこととしている。	【令和7年2月末現在】 ○ 暴力団対策法、暴排条例の運用状況 ・ 暴対法 中止命令 1件

項 目	内 容	備 考
	3 匿名・流動型犯罪グループ対策 警察では、暴力団等と同様に対策に力を入れなければならない対象と認識しており、県警察では具体的対策として、「匿名・流動型犯罪グループ」に対する検挙体制を整備して、戦略的な取締りを展開するため、令和6年春、組織犯罪対策課内に「匿名・流動型犯罪グループの取締りに特化した係」を新設し、さらに、今春、熊本市内4警察署の捜査員を増員するなど、体制を強化した。 県警察では、全国警察と連携しながら、組織犯罪対策課が中心となり、県警を挙げて徹底した実態解明及び取締りの強化を推進し、グループの弱体化・壊滅に向けた取組を強化している。	

項 目	内 容	備 考																								
第 6 国際・薬物銃器対策 の推進	1 薬物・銃器対策 (1) 薬物事犯の検挙状況 令和6年中の薬物事犯の検挙人員は104人（前年比－19人）で、うち覚醒剤事犯は58人（前年比－5人）、大麻事犯は44人（前年比－11人）、麻薬及び向精神薬事犯は2人（前年比－3人）であった。 【薬物事犯の検挙状況（人員）】  <table><tr><td>覚醒剤事犯（人）</td><td>83</td><td>88</td><td>58</td><td>63</td><td>58</td></tr><tr><td>大麻事犯（人）</td><td>51</td><td>56</td><td>49</td><td>55</td><td>44</td></tr><tr><td>麻薬及び向精神薬事犯（人）</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>5</td><td>2</td></tr><tr><td>検挙合計</td><td>136</td><td>146</td><td>107</td><td>123</td><td>104</td></tr></table>	覚醒剤事犯（人）	83	88	58	63	58	大麻事犯（人）	51	56	49	55	44	麻薬及び向精神薬事犯（人）	2	2	0	5	2	検挙合計	136	146	107	123	104	【令和7年2月末現在】 ○ 薬物事犯検挙状況 ・覚醒剤事犯 6人 ・大麻事犯 2人 ・麻薬等事犯 0人 （大麻以外）
	覚醒剤事犯（人）	83	88	58	63	58																				
大麻事犯（人）	51	56	49	55	44																					
麻薬及び向精神薬事犯（人）	2	2	0	5	2																					
検挙合計	136	146	107	123	104																					
	(2) 銃器押収状況 令和6年中の銃器押収は5丁（前年比＋3丁）であり、全て拳銃の押収であった。 【拳銃の押収状況】  <table><tr><td>拳銃押収数（丁）</td><td>8</td><td>3</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>うち暴力団からの押収数</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>検挙人員（人）</td><td>0</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr></table>	拳銃押収数（丁）	8	3	1	2	5	うち暴力団からの押収数	7	0	0	0	0	検挙人員（人）	0	6	0	0	1	○ 銃器事犯検挙状況 押収丁数 6丁						
拳銃押収数（丁）	8	3	1	2	5																					
うち暴力団からの押収数	7	0	0	0	0																					
検挙人員（人）	0	6	0	0	1																					

項 目	内 容	備 考																																																																																																																																																																																																																																								
	2 来日外国人対策 来日外国人犯罪の検挙状況 令和6年中の来日外国人犯罪の検挙件数は134件（前年比＋82件）で、検挙人員は53人（前年比＋12人）であった。 国籍別で見ると、検挙人員はベトナム人が31人（検挙人員の約58.5％）で最も多く、罪種別では窃盗22人（検挙人員の約41.5％）が最も多い。 【来日外国人犯罪の検挙の推移】 熊本県 来日外国人犯罪検挙の推移  <table><tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>■件数</td><td>53</td><td>91</td><td>44</td><td>52</td><td>134</td></tr><tr><td>■人員</td><td>51</td><td>53</td><td>41</td><td>41</td><td>53</td></tr></table> 【国籍別の検挙人員】 <table><tr><th rowspan="2">国籍別</th><th rowspan="2">年次</th><th colspan="2">令和2年</th><th colspan="2">令和3年</th><th colspan="2">令和4年</th><th colspan="2">令和5年</th><th colspan="2">令和6年</th></tr><tr><th>刑法犯</th><th>特別法犯</th><th>刑法犯</th><th>特別法犯</th><th>刑法犯</th><th>特別法犯</th><th>刑法犯</th><th>特別法犯</th><th>刑法犯</th><th>特別法犯</th></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>20</td><td>31</td><td>27</td><td>26</td><td>22</td><td>19</td><td>32</td><td>9</td><td>36</td><td>17</td></tr><tr><td>アジア州</td><td></td><td>17</td><td>31</td><td>21</td><td>25</td><td>21</td><td>18</td><td>31</td><td>8</td><td>34</td><td>16</td></tr><tr><td></td><td>ベトナム</td><td>8</td><td>17</td><td>13</td><td>12</td><td>15</td><td>9</td><td>17</td><td>7</td><td>17</td><td>14</td></tr><tr><td></td><td>中国</td><td>6</td><td>7</td><td>5</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>7</td><td>1</td><td>8</td><td>1</td></tr><tr><td></td><td>ネパール</td><td></td><td></td><td></td><td>6</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td></td><td>フィリピン</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td>3</td><td>6</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td><td>4</td><td></td><td>5</td><td>1</td></tr><tr><td>ヨーロッパ州</td><td></td><td>1</td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>イギリス</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>南北アメリカ州</td><td></td><td>1</td><td></td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td></td><td>アメリカ</td><td>1</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>アフリカ州</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>オセアニア州</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>検挙人員合計</td><td></td><td>51</td><td></td><td>53</td><td></td><td>41</td><td></td><td>41</td><td></td><td>53</td><td></td></tr></table>		R2	R3	R4	R5	R6	■件数	53	91	44	52	134	■人員	51	53	41	41	53	国籍別	年次	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		刑法犯	特別法犯	刑法犯	特別法犯	刑法犯	特別法犯	刑法犯	特別法犯	刑法犯	特別法犯	合 計		20	31	27	26	22	19	32	9	36	17	アジア州		17	31	21	25	21	18	31	8	34	16		ベトナム	8	17	13	12	15	9	17	7	17	14		中国	6	7	5	1	3	2	7	1	8	1		ネパール				6		1			2			フィリピン		1	1	5	1	1	3		2			その他	3	6	2	1	2	5	4		5	1	ヨーロッパ州		1		2									イギリス	1											その他			2								南北アメリカ州		1		4	1	1			1	1	1		アメリカ	1		2	1	1					1		その他			2					1	1		アフリカ州		1						1		1		オセアニア州						1						検挙人員合計		51		53		41		41		53		【令和7年2月末現在】 ○ 来日外国人犯罪検挙状況 ・ 検挙件数 7件 ・ 検挙人員 8人 ※ 通訳体制 【部内通訳要員】 英語、北京語、韓国語等 ～ 9言語52人 【民間通訳要員】 タガログ語、タイ語、 ベトナム語等 ～ 26言語148人
	R2	R3	R4	R5	R6																																																																																																																																																																																																																																					
■件数	53	91	44	52	134																																																																																																																																																																																																																																					
■人員	51	53	41	41	53																																																																																																																																																																																																																																					
国籍別	年次	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年																																																																																																																																																																																																																																
		刑法犯	特別法犯	刑法犯	特別法犯	刑法犯	特別法犯	刑法犯	特別法犯	刑法犯	特別法犯																																																																																																																																																																																																																															
合 計		20	31	27	26	22	19	32	9	36	17																																																																																																																																																																																																																															
アジア州		17	31	21	25	21	18	31	8	34	16																																																																																																																																																																																																																															
	ベトナム	8	17	13	12	15	9	17	7	17	14																																																																																																																																																																																																																															
	中国	6	7	5	1	3	2	7	1	8	1																																																																																																																																																																																																																															
	ネパール				6		1			2																																																																																																																																																																																																																																
	フィリピン		1	1	5	1	1	3		2																																																																																																																																																																																																																																
	その他	3	6	2	1	2	5	4		5	1																																																																																																																																																																																																																															
ヨーロッパ州		1		2																																																																																																																																																																																																																																						
	イギリス	1																																																																																																																																																																																																																																								
	その他			2																																																																																																																																																																																																																																						
南北アメリカ州		1		4	1	1			1	1	1																																																																																																																																																																																																																															
	アメリカ	1		2	1	1					1																																																																																																																																																																																																																															
	その他			2					1	1																																																																																																																																																																																																																																
アフリカ州		1						1		1																																																																																																																																																																																																																																
オセアニア州						1																																																																																																																																																																																																																																				
検挙人員合計		51		53		41		41		53																																																																																																																																																																																																																																

【交通部】

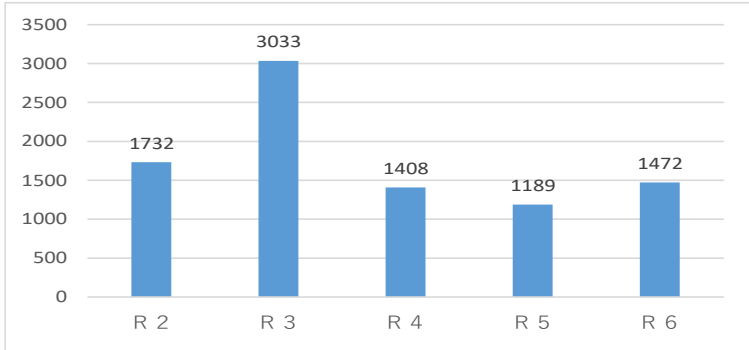
業 務 概 況

項 目	内 容	備 考																																																		
第 1 交通事故情勢	1 交通事故の発生状況 (1) 交通事故の推移 令和 6 年中は、交通事故発生件数及び負傷者数は減少したが、死者数は増加した。 【年別死者数の推移】 発生件数・負傷者 (件・人) 死者数 発生件数 負傷者数 <table><tr><td>令和 2 年</td><td>3152</td><td>3987</td><td>46</td></tr><tr><td>令和 3 年</td><td>3188</td><td>3936</td><td>39</td></tr><tr><td>令和 4 年</td><td>3175</td><td>3924</td><td>53</td></tr><tr><td>令和 5 年</td><td>3312</td><td>4140</td><td>37</td></tr><tr><td>令和 6 年</td><td>2945</td><td>3628</td><td>55</td></tr></table> 死者数 (人) 【状態別死者数の推移】 単位：人 <table><tr><td>令和 2 年</td><td>18</td><td>6</td><td>6</td><td>16</td><td>0</td></tr><tr><td>令和 3 年</td><td>10</td><td>7</td><td>5</td><td>16</td><td>1</td></tr><tr><td>令和 4 年</td><td>23</td><td>11</td><td>4</td><td>15</td><td>0</td></tr><tr><td>令和 5 年</td><td>12</td><td>5</td><td>4</td><td>15</td><td>1</td></tr><tr><td>令和 6 年</td><td>19</td><td>10</td><td>5</td><td>20</td><td>1</td></tr></table> 四輪車 二輪車 自転車 歩行者 その他	令和 2 年	3152	3987	46	令和 3 年	3188	3936	39	令和 4 年	3175	3924	53	令和 5 年	3312	4140	37	令和 6 年	2945	3628	55	令和 2 年	18	6	6	16	0	令和 3 年	10	7	5	16	1	令和 4 年	23	11	4	15	0	令和 5 年	12	5	4	15	1	令和 6 年	19	10	5	20	1	【令和 7 年 2 月末現在】 ○ 交通事故の発生状況 ・発生件数 442件 (-40件) ・死者数 6人 (±0人) ・負傷者数 539人 (-26人) ※ () 内は前年同期比 【過去 5 年平均】 ・発生件数 3,154件 ・死者数 46人 ・負傷者数 3,923人
令和 2 年	3152	3987	46																																																	
令和 3 年	3188	3936	39																																																	
令和 4 年	3175	3924	53																																																	
令和 5 年	3312	4140	37																																																	
令和 6 年	2945	3628	55																																																	
令和 2 年	18	6	6	16	0																																															
令和 3 年	10	7	5	16	1																																															
令和 4 年	23	11	4	15	0																																															
令和 5 年	12	5	4	15	1																																															
令和 6 年	19	10	5	20	1																																															

項	目	内	容	備	考																																																																																																																																																																																									
		(2) 交通死亡事故の特徴（令和6年） ○ 年齢層別では、高齢者（65歳以上）が31人（前年比＋5人、構成率56.4％）と、全死者の半数以上を占めた。また、75歳以上の高齢者の死者が21人で、高齢者死者の約7割（前年比＋2人、構成率67.7％）を占めた。 ○ 状態別では、歩行中の死者が20人（前年比＋5人、構成率同36.4％）で最も多かった。 【年齢別・状態別の死者数】 単位：人		【令和7年2月末現在】 ○ 交通死亡事故の特徴 ・ 高齢死者 6人 (-1人) ・ 歩行中 3人 (±0人) ・ 自転車乗用中 1人 (+1人) ・ 二輪車乗車中 0人 (-1人) ・ 自動車乗車中 2人 (±0人) ・ その他 0人 (±0人) ※（）内は前年同期比 ○ 高齢者が関係する死亡事故の特徴 ・ 歩行中 3人 (±0人) ・ 自転車乗用中 1人 (+1人) ・ 二輪車乗車中 0人 (±0人) ・ 自動車乗車中 2人 (+1人) ・ その他 0人 (±0人) ・ 高齢者第1当死亡事故 1件2人 (-1件±0人) ※（）内は前年同期比																																																																																																																																																																																										
		<table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">歩行者</th><th colspan="2">自転車乗用中</th><th colspan="2">二輪車乗車中</th><th colspan="2">自動車乗車中</th><th colspan="2">その他</th><th colspan="2">合計</th></tr><tr><th>R6</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R5</th></tr><tr><td>こども(中学生以下)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>高校生</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>他10代</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>20～24歳</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>(1)</td><td>1</td><td></td><td>4</td><td>2</td></tr><tr><td>25～29歳</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>0</td></tr><tr><td>30～39歳</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>4</td><td>1</td></tr><tr><td>40～49歳</td><td>2</td><td>2</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>(1)</td><td></td><td></td><td>4</td><td>3</td></tr><tr><td>50～59歳</td><td>3</td><td></td><td></td><td>2</td><td>1</td><td></td><td>3</td><td>(1)</td><td></td><td></td><td>7</td><td>2</td></tr><tr><td>60～64歳</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="2">高齢者</td><td>65～74</td><td>2</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>5</td><td>(3)</td><td>3</td><td>(2)</td><td>1</td><td>10</td><td>7</td></tr><tr><td>75以上</td><td>11</td><td>10</td><td>3</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>7</td><td>(1)</td><td>7</td><td>(3)</td><td></td><td>21</td><td>19</td></tr><tr><td>合計</td><td>20</td><td>15</td><td>5</td><td>4</td><td>10</td><td>5</td><td>19</td><td>(7)</td><td>12</td><td>(5)</td><td>1</td><td>1</td><td>55</td><td>37</td></tr></table> 注：自動車乗車中の死者の中で（）内は同乗者の死者数を示す。			歩行者		自転車乗用中		二輪車乗車中		自動車乗車中		その他		合計		R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	こども(中学生以下)											0	0	高校生											0	0	他10代											0	0	20～24歳					3	1	1	(1)	1		4	2	25～29歳	1				1						2	0	30～39歳			1		2	1	1				4	1	40～49歳	2	2			1	1	1	(1)			4	3	50～59歳	3			2	1		3	(1)			7	2	60～64歳	1				1	1	1			1	3	3	高齢者	65～74	2	3	1	1	1		5	(3)	3	(2)	1	10	7	75以上	11	10	3	1		1	7	(1)	7	(3)		21	19	合計	20	15	5	4	10	5	19	(7)	12	(5)	1	1	55	37	
	歩行者		自転車乗用中		二輪車乗車中		自動車乗車中		その他		合計																																																																																																																																																																																			
	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5																																																																																																																																																																																		
こども(中学生以下)											0	0																																																																																																																																																																																		
高校生											0	0																																																																																																																																																																																		
他10代											0	0																																																																																																																																																																																		
20～24歳					3	1	1	(1)	1		4	2																																																																																																																																																																																		
25～29歳	1				1						2	0																																																																																																																																																																																		
30～39歳			1		2	1	1				4	1																																																																																																																																																																																		
40～49歳	2	2			1	1	1	(1)			4	3																																																																																																																																																																																		
50～59歳	3			2	1		3	(1)			7	2																																																																																																																																																																																		
60～64歳	1				1	1	1			1	3	3																																																																																																																																																																																		
高齢者	65～74	2	3	1	1	1		5	(3)	3	(2)	1	10	7																																																																																																																																																																																
	75以上	11	10	3	1		1	7	(1)	7	(3)		21	19																																																																																																																																																																																
合計	20	15	5	4	10	5	19	(7)	12	(5)	1	1	55	37																																																																																																																																																																																
		(3) 高齢者が関係する死亡事故の特徴 ○ 高齢死者（31人）の特徴 令和6年中、高齢死者の状態別では、歩行中が13人（前年比±0人、構成率41.9％）で最も多く、次いで自動車乗車中が12人（前年比＋2人、構成率38.7％）であった。 ○ 高齢運転者（原付以上、第1当）による死亡事故は15件（前年比＋2件）と増加した。 【高齢者の死者数（状態別）】 単位：人																																																																																																																																																																																												
		<table><tr><th></th><th>令和5年</th><th>令和6年</th><th>増減数</th><th>増減率(%)</th></tr><tr><td>自動車乗車中</td><td>10</td><td>12</td><td>+2</td><td>+20.0</td></tr><tr><td>二輪車乗車中</td><td>1</td><td>1</td><td>±0</td><td>±0</td></tr><tr><td>自転車乗用中</td><td>2</td><td>4</td><td>+2</td><td>+100.0</td></tr><tr><td>歩行中</td><td>13</td><td>13</td><td>±0</td><td>±0</td></tr><tr><td>その他</td><td>0</td><td>1</td><td>+1</td><td>±0</td></tr><tr><td>合計</td><td>26</td><td>31</td><td>+5</td><td>+19.2</td></tr></table>			令和5年	令和6年	増減数	増減率(%)	自動車乗車中	10	12	+2	+20.0	二輪車乗車中	1	1	±0	±0	自転車乗用中	2	4	+2	+100.0	歩行中	13	13	±0	±0	その他	0	1	+1	±0	合計	26	31	+5	+19.2																																																																																																																																																								
	令和5年	令和6年	増減数	増減率(%)																																																																																																																																																																																										
自動車乗車中	10	12	+2	+20.0																																																																																																																																																																																										
二輪車乗車中	1	1	±0	±0																																																																																																																																																																																										
自転車乗用中	2	4	+2	+100.0																																																																																																																																																																																										
歩行中	13	13	±0	±0																																																																																																																																																																																										
その他	0	1	+1	±0																																																																																																																																																																																										
合計	26	31	+5	+19.2																																																																																																																																																																																										

項 目	内 容	備 考																																			
	(4) 子供（１８歳未満）の死傷事故の特徴 ○ 令和６年中の死傷者は３７５人（前年比－８７人）と減少しており、そのうち、登下校中は１３８人（前年比－１１人、構成率３６．８％）であった。 ○ 月別では、５月の死傷者が３９人（前年比－５人、構成率１０．４％）で最も多く、次いで１１月及び１２月が３８人（前年比－１３人・＋１人、構成率１０．１％）で多かった。 ○ 小学生の死傷者は、２年生が２９人（前年比－４人、構成率２４．０％）で最も多く、小学生の合計は１２１人（前年比－２４人）であった。 ○ 時間帯別では、午前７時及び午後４時台が４３人（前年比－５人・－１８人、構成率１１．５％）で最も多く、次いで午後５時台が４２人（前年比－２人、構成率１１．２％）で多かった。 ○ 状態別では、自転車乗用中が１４６人（前年比－５０人、構成率３８．９％）で最も多かった。 【子供の死傷者数（状態別）】 <table><tr><th></th><th>令和５年</th><th>令和６年</th><th>増減数</th><th>増減率(%)</th></tr><tr><td>自動車乗車</td><td>179</td><td>140</td><td>-39</td><td>-21.8</td></tr><tr><td>二輪車乗車</td><td>15</td><td>18</td><td>+3</td><td>+20.0</td></tr><tr><td>自転車乗用</td><td>196</td><td>146</td><td>-50</td><td>-25.5</td></tr><tr><td>歩 行 中</td><td>67</td><td>69</td><td>+2</td><td>+3.0</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>5</td><td>2</td><td>-3</td><td>-60.0</td></tr><tr><td>合 計</td><td>462</td><td>375</td><td>-87</td><td>-18.8</td></tr></table> 単位：人		令和５年	令和６年	増減数	増減率(%)	自動車乗車	179	140	-39	-21.8	二輪車乗車	15	18	+3	+20.0	自転車乗用	196	146	-50	-25.5	歩 行 中	67	69	+2	+3.0	そ の 他	5	2	-3	-60.0	合 計	462	375	-87	-18.8	【令和７年２月末現在】 ○ 子供（１８歳未満）の死傷事故の特徴 ・自動車乗車中17人（±0人） ・二輪車乗車中 3人（-1人） ・自転車乗用中15人（-9人） ・歩行中 8人（+1人） ・その他 0人（±0人） ※（）内は前年同期比
	令和５年	令和６年	増減数	増減率(%)																																	
自動車乗車	179	140	-39	-21.8																																	
二輪車乗車	15	18	+3	+20.0																																	
自転車乗用	196	146	-50	-25.5																																	
歩 行 中	67	69	+2	+3.0																																	
そ の 他	5	2	-3	-60.0																																	
合 計	462	375	-87	-18.8																																	

項 目	内 容	備 考																				
	(5) 自転車事故の特徴 ○ 令和6年中の自転車関与事故件数、発生件数及び負傷者数は減少したものの、死者数は増加した。 ○ 年齢層別では、20歳未満の負傷者数が177人（構成率43.7%）で最も多く、うち高校生が99人で半数以上を占めた。 ○ 時間帯別では、午前8時台が61件（構成率14.0%）で最も多く、次いで午後5時台が52件（構成率12.0%）が多かった。 ○ 類型別では、出会い頭が214件（構成率49.2%）で最も多かった。 ○ 自転車当事者(445人)の約半数(233人（構成率52.4%））に何らかの法令違反が認められた。 【自転車事故の発生状況】 <table><tr><th></th><th>令和5年</th><th>令和6年</th><th>増減数</th><th>増減率(%)</th></tr><tr><td>自転車関与事故件数</td><td>504</td><td>435</td><td>-69</td><td>-13.7</td></tr><tr><td>乗 用 中 死 者 数</td><td>4</td><td>5</td><td>+1</td><td>+25.0</td></tr><tr><td>乗 用 中 負 傷 者 数</td><td>487</td><td>405</td><td>-82</td><td>-16.8</td></tr></table> 単位：件・人		令和5年	令和6年	増減数	増減率(%)	自転車関与事故件数	504	435	-69	-13.7	乗 用 中 死 者 数	4	5	+1	+25.0	乗 用 中 負 傷 者 数	487	405	-82	-16.8	【令和7年2月末現在】 ○ 自転車事故の特徴 ・自転車関与事故発生件数 63件（-16件） ・乗用中死者 1人（+1人） ・乗用中負傷者60人（-15人） ※（）内は前年同期比
	令和5年	令和6年	増減数	増減率(%)																		
自転車関与事故件数	504	435	-69	-13.7																		
乗 用 中 死 者 数	4	5	+1	+25.0																		
乗 用 中 負 傷 者 数	487	405	-82	-16.8																		

項 目	内 容	備 考
第2 総合的な交通事故抑止対策	1 交通部の推進施策 (1) 歩行者の安全確保による交通死亡事故の抑止 (2) 子供・高齢者等に対する総合的な交通安全対策の推進 (3) 安全で円滑な交通環境の確保に向けた交通安全施設等の整備 (4) 飲酒運転等を行う悪質・危険運転者の排除 (5) 自転車その他小型モビリティ対策の強化 2 推進事項 (1) 歩行者の安全確保による交通死亡事故の抑止 ア 横断歩道における歩行者保護啓発活動の推進 歩行中の交通事故抑止のため、通勤通学時間帯を中心に関係機関・団体と連携した横断歩道における保護誘導活動や運転者及び歩行者の思いやりの意思表示である「てまえ運動」を推進すべく啓発動画、テレビCM、SNS、街頭ビジョン等を活用し広報啓発を図っている。 イ 横断歩行者等妨害等違反取締りの強化 横断歩道上における重大交通事故の未然防止及びドライバーに対する歩行者優先の意識醸成のため、特に高齢歩行者や児童が多く通行する横断歩道を中心に、横断歩行者等妨害等違反(以下「歩行者妨害違反」と表記)取締りを実施している。 【過去5年間の歩行者妨害違反検挙件数】  ウ 「熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議」(R3. 3)を踏まえた対策 前記対策のほか、摩耗が見られる横断歩道標示の補修等見やすく分かりやすい横断歩道の整備を推進している。	【横断歩道 止まって渡す「思いやり」キャンペーン】 熊本県交通安全推進連盟主唱のもと県民運動として実施(重点) ・横断歩道に関する交通ルール - の周知・徹底 ・「てまえ運動」の推進 【啓発動画】  【啓発ポスター】  【令和7年2月末現在】 ○ 歩行者妨害違反 検挙状況 243件 (+94件) ※ () 内は前年同期比

項 目	内 容	備 考
	(2) 子供・高齢者等に対する総合的な交通安全対策の推進 ア 「こども」と「高齢者」を守る安全安心実現事業の推進 会計年度任用職員(警察官OB)6人と委託業者18人の計24人(6個班編制)が、下校時間帯の見守り活動、個別訪問活動等を通じ、交通事故防止活動、「電話で『お金』詐欺」被害防止活動等を融合させた総合的な安全対策を実施している。 【令和6年中の実施件数】 ○ 一般世帯 ～ 49,672件 ○ 見守り活動 ～ 744件 また、運転技能自動評価システム(通称「オブジェ」)等の資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育のほか、各種警察活動を通じ、交通上危険な行動をとる者(主に高齢者)を把握(キャッチ)し、その場で安全教育(アクション)を行うとともに、電話や訪問等による継続指導(「キャッチ&アクション」制度)も推進している。 イ 通学路等における交通指導取締り 通学児童の安全確保を目的に、通学時間帯における積極的な保護誘導活動のほか、可搬式速度違反自動取締装置(通称:可搬式オービス)を活用した速度超過違反取締りも行っている。 【令和6年中の実施件数】 ○ 運用回数 ～ 31回 ○ 検挙件数 ～ 157件 ウ 通学路等における交通安全施設等の整備 各市町村策定の「通学路交通安全プログラム」に基づき、自治体、学校等関係機関と合同の通学路点検を実施し、交通規制の見直しや横断歩道の補修等を図っている。 また、最高速度30km/hの区域規制とハンプ等の物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン30プラス」の整備を進めており、令和6年度末までに合志市、水俣市等の7地区の整備が完了、さらに令和8年度末までに、大津町等7地区を整備予定である。 エ 安全運転相談業務を通じた運転免許証の自主返納等推進 身体機能の低下や病気等の理由により、今後の運転に不安を抱える者に対し、運転免許センターに配置された看護師による専門的知識に基づいた助言のほか、身体状況や病状等に応じた安全運転指導を行うとともに、選択肢の一つとして、運転免許証の申請による取消し(自主返納)制度の紹介も行っている。	・運転技能自動評価システム(オブジェ)  ・可搬式オービス  ・物理的デバイス設置例(スムーズ横断歩道)  ○ 免許証自主返納 道路交通法上は第104条の4で「申請による取消し」として規定されている。

項	目	内	容	備	考																									
		(3) 安全で円滑な交通環境の確保に向けた交通安全施設等の整備 令和6年度は、社会資本整備重点計画（令和3年度～令和7年度）に基づく交通安全施設等整備事業等により、信号機新設7基、信号灯器のLED化約1,570灯、道路標識約900本等を整備・更新するとともに、必要性の低下した信号機21基を撤去した。 本年度は、社会資本整備重点計画に基づき、信号機新設7基、信号灯器のLED化約1,230灯、道路標識約800本等を整備・更新する予定である。 <table><tr><th>年度／区分</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>増 減</th></tr><tr><td>補助事業</td><td>601,835</td><td>564,930</td><td>▲ 36,905 (▲6.1%)</td></tr><tr><td>県単独事業</td><td>1,538,356</td><td>1,653,990</td><td>115,634 (7.5%)</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2,140,191</td><td>2,218,920</td><td>78,729 (3.7%)</td></tr></table>		年度／区分	令和6年度	令和7年度	増 減	補助事業	601,835	564,930	▲ 36,905 (▲6.1%)	県単独事業	1,538,356	1,653,990	115,634 (7.5%)	合 計	2,140,191	2,218,920	78,729 (3.7%)	○ 社会資本整備重点計画 社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画（閣議決定事項） ○ 交通安全施設等整備事業 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、総合的な計画の下に行う交通安全施設等整備事業（警察庁補助事業） ○ 啓発ポスター  【令和7年2月末現在】 ○ 悪質交通違反検挙状況 令和7年2月末 ・取締り総数 5,644件 (-158件) ・無免許 68件 (+19件) ・飲酒 63件 (+13件) ・速度超過 1,012件 (-42件) ※（）内は前年同期比										
年度／区分	令和6年度	令和7年度	増 減																											
補助事業	601,835	564,930	▲ 36,905 (▲6.1%)																											
県単独事業	1,538,356	1,653,990	115,634 (7.5%)																											
合 計	2,140,191	2,218,920	78,729 (3.7%)																											
		(4) 飲酒運転等を行う悪質・危険運転者の排除 ア 飲酒運転根絶に向けた意識啓発 全国交通安全運動、年末年始の交通事故防止運動において、「飲酒運転の根絶」等を重点の一つに掲げて取り組むとともに、飲酒の機会が増える12月には、「飲酒運転根絶広報啓発強化期間」を設け、自治体、関係機関・団体、酒類提供業界等と一体となった広報啓発活動を展開し、県民に「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という規範意識を浸透させ、飲酒運転の根絶を図っている。 イ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 無免許運転、飲酒運転、速度超過、横断歩行者等妨害等重大な交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性が高い違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進している。 【主な悪質交通違反の検挙状況】※暫定値（交通法令違反情報管理システムより抽出） <table><tr><th>区分／年次</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>増減数</th><th>増減率</th></tr><tr><td>無免許</td><td>318</td><td>343</td><td>+25</td><td>+7.9 %</td></tr><tr><td>飲 酒</td><td>546</td><td>554</td><td>+8</td><td>+1.5 %</td></tr><tr><td>速度超過</td><td>7,214</td><td>6,220</td><td>-994</td><td>-13.8 %</td></tr><tr><td>横断歩行者妨害等</td><td>1,189</td><td>1,472</td><td>+283</td><td>+23.8 %</td></tr></table>		区分／年次	R 5	R 6	増減数	増減率	無免許	318	343	+25	+7.9 %	飲 酒	546	554	+8	+1.5 %	速度超過	7,214	6,220	-994	-13.8 %	横断歩行者妨害等	1,189	1,472	+283	+23.8 %		
区分／年次	R 5	R 6	増減数	増減率																										
無免許	318	343	+25	+7.9 %																										
飲 酒	546	554	+8	+1.5 %																										
速度超過	7,214	6,220	-994	-13.8 %																										
横断歩行者妨害等	1,189	1,472	+283	+23.8 %																										

項	目	内	容	備	考																				
		(5) 自転車その他小型モビリティ対策の強化 ア 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進 「自転車安全利用五則」の周知徹底を図るほか、スタントマンを活用した「スケアード・ストレイト教育技法」による効果的な安全教育の実施(R 6 年度 4 校実施、R 7 年度 4 校実施予定)や、自転車シミュレータ「くまりん号」の活用による体験型交通安全教育の実施、(R 6 年は、運用回数 3 4 回、体験人員 2,0 4 5 人)、交通安全アドバイザーと連携した安全教育の高度化を図っている。 イ 交通安全アドバイザーの配置 交通安全教育の支援に特化したアドバイザーを本部に配置し、交通安全活動が必要な地域に対して支援（自転車シミュレータの運用補助や交通安全教育資料の提供）等を行っている。 ウ 自転車ヘルメット着用の促進 令和 5 年 4 月施行された改正道路交通法により、自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化されたことから、教育委員会等と連携し、頭部保護の重要性やヘルメット着用による被害軽減効果について広報啓発を強化した。 令和 7 年 4 月からは、県立及び熊本市立高校におけるヘルメット着用が自転車通学の許可条件とされたことから、今後は、私立学校、自治体、一般企業等への働きかけを強化する。 エ 自転車利用者に対する指導取締り 自転車利用者に対しては、街頭における指導に加え、警告に従わず違反を継続したり、違反行為により通行車両や歩行者に危険を生じさせた者に対しては検挙措置を講じている。 また、毎年 5 月を「自転車月間」と位置付け、自転車利用者に対する基本的な交通ルールとマナーの周知活動や自転車安全教育等様々な取組を行っている。		○ 自転車安全利用五則 ・車道が原則、左側を通行 ・歩道は例外、歩行者を優先 ・交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ・夜間はライトを点灯 ・飲酒運転は禁止 ・ヘルメットを着用 ○ 自転車利用者の指導取締り状況 (令和7年2月末現在) ・検挙 3件 (+1件) ・警告 903件 (+532件) ※ () 内は前年同期比 ○ 自転車安全利用モデル校 県立～済々黌、第一、第二、熊本北、熊本西、熊本商業、熊本工業、熊本農業、私立～真和、文徳市立～必由館、千原台																					
		【自転車利用者の指導取締状況】 ※暫定値（交通法令違反情報管理システムより抽出） <table><tr><th>区分／年次</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>増減数</th><th>増減率</th></tr><tr><td>検挙件数</td><td>28</td><td>40</td><td>+12</td><td>+42.9 %</td></tr><tr><td>指導・警告件数</td><td>4,363</td><td>8,150</td><td>+3,787</td><td>+86.8 %</td></tr><tr><td>計</td><td>4,391</td><td>8,190</td><td>+3,799</td><td>+86.5 %</td></tr></table>				区分／年次	R 5	R 6	増減数	増減率	検挙件数	28	40	+12	+42.9 %	指導・警告件数	4,363	8,150	+3,787	+86.8 %	計	4,391	8,190	+3,799	+86.5 %
区分／年次	R 5	R 6	増減数	増減率																					
検挙件数	28	40	+12	+42.9 %																					
指導・警告件数	4,363	8,150	+3,787	+86.8 %																					
計	4,391	8,190	+3,799	+86.5 %																					

【自転車利用者の指導取締状況】 ※暫定値(交通法令違反情報管理システムより抽出)

区分／年次	R 5	R 6	増減数	増減率
検挙件数	28	40	+12	+42.9 %
指導・警告件数	4,363	8,150	+3,787	+86.8 %
計	4,391	8,190	+3,799	+86.5 %

項 目	内 容	備 考
第3 その他	才 自転車運転者講習・特定小型原動機付自転車運転者講習制度の実施 信号無視や一時不停止など一定の交通違反を反復するなど、将来的に交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる自転車や特定小型原動機付自転車の運転者に対して、安全運転の大切さを気付かせる講習を義務付けたもの。 3年以内に2回以上、一定の交通違反（危険行為）で検挙された者が対象 （R6年 危険行為登録件数、自転車59件、特定小型原動機付自転車0件） （R6年 運転者講習件数、自転車0件、特定小型原動機付自転車2件） 1 効果的な交通安全情報の発信 県警公式X（旧ツイッター）などのSNS、県内約50箇所に設置の交通情報板、交通安全チラシ、街頭ビジョン等あらゆる広報媒体を活用した広報啓発を推進している。 〔交通情報板〕 〔Y o u T u b e〕 〔SNS〕   	○ 自転車運転者講習 講習時間 3時間 講習手数料 6,150円 ○ 特原運転者講習 講習時間 3時間 講習手数料 6,300円

項 目	内 容	備 考
	2 半導体産業集積強化に伴う交通警察の対応 (1) 交通安全施設等の整備等 セミコンテクノパーク周辺の交通量の増大に伴い、通学路等の安全確保を目的として、道路管理者等と連携し、必要な交通安全施設の整備を行っている。 (2) 交通渋滞解消に向けた取組 県が設置した「渋滞解消推進本部」に参画し、セミコンテクノパーク周辺における信号機の集中制御化及び光ビーコンや車両感知器を整備するなどの信号制御の最適化を図っている。 これまで設置した光ビーコン等の整備効果について、主要地方道大津植木線等の3区間で検証したところ、通過時間が最大37%短縮するなど一定の成果が認められたことから、令和7年度は、外周エリアにおいても信号制御の最適化を実施予定であり、引き続き、道路管理者等と連携しながら渋滞対策に努めていく。 (3) 外国の運転免許証から日本の運転免許証への円滑な切替え 半導体関連企業の進出等に伴い、本県における外国免許切替えの申請件数は増加の一途にあるため、今年度から外国免許切替係を新設し、担当職員を増員のうえ体制を強化して対応している。 一方、TSMC第2工場の建設や自動車運送業に係る特定技能外国人の入国等、専門性・技能を有する外国人の受け入れが今後も一層拡大していくことから、運用面及び体制面の更なる改善も積極的に進めていく予定である。 (4) 来日外国人に対する交通安全教育の推進 企業、大学等において日本の交通ルールの教養を実施しているほか、外国人向け交通安全チラシ（英語、韓国語、中国語ほか多言語）を作成し、県警ホームページでの公開や、各種安全教育の際に配布している。	・ 光ビーコン  ・ 車両感知器  ○ 最大短縮路線 菊陽町道南方大人足線 (タ方) ○ 外国人対象の交通安全教室 73回 1,027人 (令和6年中)
		

項 目	内 容	備 考
	3 マイナンバーカードと運転免許証の一体化について 令和7年3月、マイナンバーカードと運転免許証の一体化制度の開始に伴い、同年1月から免許更新時の講習等の一部にWeb予約を導入したほか、同年4月には同業務専従の会計年度任用職員を24人を新規採用し、誤登録の防止や待ち時間の短縮、免許センター等の混雑解消など県民の利便性の向上に努めている。 また、いわゆる「マイナ免許証」のメリット（オンラインでの更新時講習が可能、住所変更等のワンストップサービスなど）について、県民への正しい情報の発信に努めている。	

【警備部】	業 務 概 況	
項 目	内 容	備 考
第1 情勢に対応した警護 警備の徹底	1 「警衛・警護室」の設置 令和5年4月1日、警衛・警護の強化を着実に推し進め、警察庁との連携、現場指揮及び事態対処体制を強化するとともに、警護等に従事する職員の教養訓練等を計画的に推進するため、警備第二課に「警衛・警護室」を設置した。 2 「警戒の空白」を生じさせない警護 本部長等は綿密な実地踏査による的確な危険度評価を行い、それらを踏まえた警護計画を策定の上、警察庁における審査を経て、同計画に基づき現場指揮官の一元的な指揮により、「警戒の空白」を生じさせない警護を実施している。 3 警護対象者への的確な警護の実施 令和6年10月までは、地元選出の国会議員3人が警護対象者に指定されていたことから、後援会事務所等と緊密な連携を図り、帰県時における警護を的確に実施した。 また、令和7年夏には参議院議員通常選挙が予定されており、応援演説等に伴う警護対象者の来県が予想されることから、各党県本部に対し、必要な申し入れを行うなどの的確な選挙警護を実施するための対策を実施している。 4 教養・訓練の推進 警護における十分な体制の確保及び個々の対処能力の向上を図るため、警察庁が示す体系的な教養訓練を推進し、訓練員の能力に合わせた段階的な訓練を反復実施するとともに、より高度な警護能力の習得を図るため、県警察学校における警護専科の実施や管区警察局主催の訓練等に参加している。	

項 目	内 容	備 考
	5 情報収集活動の強化 警察署等と連携し、県警一体となって警護対象者の身の安全を確保するための情報収集・分析を強化している。 6 将来を見据えた人員の育成 将来の警護専従員及び警護訓練指導者を継続的に確保するため、適任者を各種訓練に積極的に参加させるなど人員の育成を図るとともに、警視庁における警護研修（１年間）にも計画的に派遣している。	

項 目	内 容	備 考
第2 大規模災害等緊急事態対策の強化	1 災害警備活動状況 (1) 警備体制及び被害状況 令和6年中は、台風10号の接近に伴い、警備部長を長とする「乙号災害対策本部」を1回、大雨洪水警報等の発表及び県内最大震度4の地震の発生に伴い、警備部参事官を長とする「災害警備対策室」を14回（前年比＋3）設置し、災害警備活動を実施した。 また、9月22日の大雨では、大雨に起因する災害死1名を出す被害が発生した。 (2) 台風の状況 令和6年中、台風は26個発生し、その内1個（8月28日～8月30日・台風10号）が暴風雨等により熊本県に影響を及ぼした。 なお、機動隊等大規模な部隊活動を要する被害の発生はなかったが、暴風に伴う天草五橋の通行止めを見越し、台風の接近前に管区機動隊を上天草警察署及び天草警察署にそれぞれ前進待機させるなどの対策を講じた。 (3) 阿蘇中岳の火山活動 令和6年中は、1月23日に噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられ、その後、4月26日には噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）に引き下げられたが、5月15日、火山性微動の振幅が増加したことに伴い、再度レベル2に引き上げられた。 また、5月27日には、火山性微動の振幅が増大したことから、臨時の解説情報が発表されたが、6月下旬以降、火山性微動の振幅が概ね小さい状態で経過していたことから、7月19日、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）から噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）へ引き下げられた。 (4) 地震の発生状況 令和6年中は、4月17日の豊後水道地震（最大震度6弱：愛媛県、高知県）、5	

項 目	内 容	備 考
	月 3 1 日の熊本地方を震源とする地震（最大震度 4）、8 月 8 日の日向灘沖地震（最大震度 6 弱：宮崎県）の計 3 回の地震が発生し、県内はいずれの地震も震度 4 を観測した。 また、8 月 8 日の日向灘沖地震では、宮崎県公安委員会から援助の要求がなされ、県警航空隊「おおあそ」が宮崎県内の被害の情報収集活動を行った。さらに、同地震では、南海トラフ地震の想定震源域での大規模地震の発生可能性が相対的に高まっていると考えられ、南海トラフ地震関連解説情報（巨大地震注意）が初めて発表された。 2 対処態勢の強化 (1) 実戦的訓練の反復実施 ア 実戦的救出救助訓練の実施 大規模災害発生時に迅速・的確に対処するため、機動隊、管区機動隊及び警察署において、廃車を活用した訓練や土砂災害を想定した採石場等における訓練など実戦的救出救助訓練を実施している。 イ 小型重機等のオペレーター育成 小型重機や無人航空機（ドローン）の操縦技術の向上を図るため、関係機関と連携して、災害現場等を想定した操縦訓練を反復実施している。 ウ 広域緊急援助隊合同訓練 広域緊急援助隊合同訓練は、管区警察局単位で毎年開催され、九州管区では平成 1 0 年から沖縄県を除く各県警の持ち回りで実施されている。 令和 6 年度は、令和 7 年 2 月 1 3 日から 1 4 日にかけて、八代市遙拝八の字広場付近球磨川河川敷等において、熊本県では通算 4 回目（H 1 5 ・熊本新港、H 2 2 ・エコパーク水俣、H 2 9 ・白川河川敷）、九州管内では 5 年ぶりに（近	

項 目	内 容	備 考
	年、新型コロナウイルス感染症、能登半島地震発生等の影響により訓練中止）九州管区警察局と共催で合同訓練を実施した。 また、同訓練では、大雨により球磨川が氾濫し甚大な被害が発生したとの想定の下、約520人（広域緊急援助隊等約410人、他機関約110人）が救出救助訓練、信号滅灯対応訓練、検視訓練、ホイスト救助訓練、映像配信訓練等を実施した。 エ 職員招集メール送受信訓練の実施 災害発生時における初動態勢の早期確立のため、県警では、職員の携帯電話やスマートフォンの電子メールアドレスをあらかじめ管理サーバーに登録させ運用する熊本県警察職員招集システムを構築し、年数回、災害発生を想定した職員招集メール送受信訓練を実施して、職員の災害に対する意識高揚を図っている。 また、令和2年度から、スマートフォンのアプリを利用したシステムを導入している。 オ 風化防止訓練の実施 「熊本地震」の経験や教訓の風化防止を図るため、前震発生日である4月14日に合わせ、各警察署ごとに署員に対する無線通話試験、画像送信訓練及び教養を実施している。 (2) 警備実施部隊に対する研修会及び訓練の実施 大規模災害等緊急事態に際し、迅速・的確な警備活動を行うため、警備実施部隊に対する研修会を実施し、各部隊の任務を周知させるとともに、隊員同士の連携強化等を図っている。 令和6年度は、広域緊急援助隊合同訓練の開催県として、各実施部隊にあっては、現場を想定した救出救助訓練などを複数回実施し、指揮支援班に対しては研修を実施して、災害対応能力向上を図っている。	

項 目	内 容	備 考
	(3) 災害警備専科教養の実施 災害に関する知識・技能の習熟、発生時における初動措置要領の確認等を目的に、警察署に勤務する警察官を対象として、災害警備専科教養を実施している。 (4) 災害用装備資機材の整備・拡充 災害現場等における迅速な救助活動に資するため、災害用装備資機材の整備・拡充を図るとともに、操作技術などの向上を図っている。 ア 令和6年度中に整備した主な災害用装備資機材 ○ タープテント 1 式 ○ ポータブルLED投光器 10 個 ○ 充電式チェーンソー 11 台 ○ 燃料式チェーンソー 4 台 ○ 充電式レスプロソー 7 台 等 イ 令和7年度に整備予定の主な災害用装備資機材 ○ 災害用ヘルメット 5 個 ○ 充電式チェーンソー 4 台 ○ 充電式レスプロソー 8 台 ○ レスプロソーブレード 8 セット ○ 水中トランシーバー 6 個 ○ マリングローブ 12 個 ○ レスキューキャリングラック 1 個 等 (5) 災害教養動画の掲載 警察署に勤務する警察官の災害時における救出救助技術の向上を図るため、ロープ操法、装備資機材取扱要領、救出救助要領を題材とした教養動画を作成し、令和4年3月から県警内のパソコン内で視聴できるよう掲載しており、現在も教養等において活用している。	

項 目	内 容	備 考
第3 経済安全保障対策の推進	1 重要性 近年、安全保障の裾野が経済及び技術の分野に急速に拡大し、我が国を巡る経済安全保障上の脅威は一層顕在化している。我が国は、世界中で利用されている先端技術を数多く有しており、このような技術の流出は、国益を害するおそれがあることから、その防止に向けた取組は極めて重要な課題である。 特に、本県においては、半導体世界大手のT S M C（台湾積体電路製造）の進出に伴い、今後更に半導体を始めとする先端企業が集積していくものと思われ、本県所在の企業、教育・研究機関等が、諸外国による技術情報獲得の標的となることが懸念される。 2 技術情報流出事例 (1) 不正競争防止法違反事件（令和2年：大阪府警） 大手化学メーカーの社員が、勤務先の営業秘密であるタッチパネル等に使用される素材に関する技術情報を不正に領得し、中国に所在する企業に開示したもの (2) 不正競争防止法違反事件（令和2年：警視庁） 大手通信会社の社員が、在日ロシア通商代表部の代表代理から唆され、勤務先の機密情報を不正に領得し、同代表代理に渡していたもの 3 警察の取組 (1) 情報収集・分析、取締り 技術情報の流出に係る不審情報の収集に努め、実態解明を図るとともに、少しでも違法性が疑われる行為を認知した際は、関係機関と連携し、あらゆる法令を駆使して事件化を推進する。	

項 目	内 容	備 考
	(2) アウトリーチ活動 技術情報の流出を防止するためには、検挙だけではなく、官民連携の下、被害の未然防止を図る必要がある。 県警察では、企業や大学等が行う技術流出防止対策に資するよう、これまで警察が解明してきた技術流出の手口や、それに対する有効な対策のノウハウを情報提供する「アウトリーチ活動」を推進している。また、熊本県を始め、熊本経済同友会、熊本県工業連合会等関係機関・団体の理解と協力の下、官民連携のネットワーク「熊本県技術情報流出防止ネットワーク（通称：T L P ネット熊本）」を構築し、幅広い情報発信や、相互の意見交換等を実施している。 今後も、アウトリーチ活動を通じて、企業等における技術流出に関する危機意識の向上を図るとともに、自主的な技術流出防止対策の促進につなげ、技術流出の未然防止に努める。	※ アウトリーチ 和訳：援助する、手を差し伸べる

項 目	内 容	備 考
第4 大規模イベントを見据えた警備諸対策の推進	1 官民一体となったテロ対策の推進 (1) 爆発物の原料となり得る化学物質への対策 ア 「熊本県爆発物原料取扱業者等ネットワーク」の運営 県警察では、外事課を事務局として、熊本県、熊本市、薬剤師会、薬品肥料取扱企業・団体で構成する「熊本県爆発物原料取扱業者等ネットワーク」を構築し、毎年定例会議を開催している。同会議等を通じて、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者に対し、販売時の身分確認を徹底するよう指導したり、不審な購入者への対処要領を教示するなど、同対策への理解と協力を依頼している。 イ 学校等に対する管理者対策の推進 警察官による直接訪問活動を推進し、学校の実験等で使用する薬品等で、爆発物の原料となり得る化学物質について、その保管、管理の徹底を依頼している。 (2) テロのインフラとなり得る事業者等への対策 旅館、インターネットカフェ、レンタカー、住宅宿泊事業者（いわゆる「民泊事業者」）等、テロのインフラとなり得る事業者に対して、訪問活動を通じてテロ対策への理解と協力を求めるとともに、利用者の本人確認を徹底するよう働き掛けを行い、テロリストによる悪用の防止を図っている。 (3) テロ対策パートナーシップ推進会議くまもとの設立 平成30年7月、テロを許さない安全な熊本の実現を目的として43機関からなる「テロ対策パートナーシップ推進会議くまもと」を設立し、以後同枠組みを活用して定例会を開催し、参画機関とテロ対処訓練や広報啓発活動を実施している。 ※ 令和6年度の定例会及び訓練等 ・ JR熊本駅におけるテロ対処訓練（令和6年12月） ・ 令和6年度テロ対策パートナーシップ推進会議くまもと定例会（令和6年12月）	

項 目	内 容	備 考
	・ 熊本電鉄辻久保営業所におけるテロ対処訓練（令和 7 年 1 月） (4) テロ等対策資機材の整備 安全・安心な熊本の実現のために、装備資機材の整備・拡充を図るとともに取扱いに係る習熟訓練等を実施している。 2 沿岸部警戒及び関係機関と連携した水際対策推進状況 (1) 県沿岸部での不法入国やテロリスト上陸等の未然防止を目的としたパトロールの実施 熊本県沿岸警備協力会（事務局：外事課）は、密入国等の沿岸犯罪防止を目的とする任意団体で、県内の沿岸地域を管轄する 10 署に設置され、沿岸パトロール等の活動を実施している。 (2) 関係機関との水際対策会議の開催 毎年、海上保安庁、出入国在留管理局及び税関と「熊本県水際対策ネットワーク会議」を開催している。 3 官民連携した訓練等の実施状況 現在、関係機関等との合同訓練を随時実施しているが、今後もテロの標的となり得る施設等と連携し、訓練等テロ防止対策を推進していく。 (1) 熊本空港及び天草飛行場におけるハイジャック等の事案対処訓練 熊本空港及び天草飛行場において、例年、ハイジャック事件が発生した場合における関係機関との連携強化及び事案対処能力の向上を目的とし、事案対処訓練等を行っている。 ※ 令和 6 年度中の訓練状況 ・ 熊本空港不法侵入事案対応訓練（令和 7 年 2 月） ・ 熊本空港ハイジャック事案対処訓練（令和 7 年 3 月）	

項 目	内 容	備 考
	(2) J Rとの事案対応訓練・教養の実施 基本的に年に1回以上、J Rと共同訓練等を実施している。 ※ 令和6年度中の訓練状況 ・ J R熊本駅におけるテロ対策教養（令和6年12月） (3) 国際港湾におけるテロ対処訓練の実施 県内の国際港湾において、貨物船等船舶からのテロリスト侵入等を想定した対処訓練を、出入国在留管理局、税関及び海上保安庁等関係機関と合同で実施している。 ※ 令和6年度の訓練状況 ・ 熊本港情報伝達訓練（令和6年10、12月） ・ 八代港テロ対策合同訓練（令和6年8月） 4 サイバー攻撃等新たな脅威へ対応するための取組状況 (1) 重要インフラ事業者等訪問の実施 重要インフラ事業者等のうち、サイバーテロ発生時に県民生活に大きな影響を及ぼすおそれのある7分野10事業者に対して個別訪問を実施し、サイバー攻撃への危機意識の向上等を目的にサイバー攻撃情勢等に関する情報提供等を行っている。 なお、令和6年中は、概ね3か月ごとに個別訪問を実施し、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供等の注意喚起を実施した。 (2) 熊本県サイバーテロ対策連絡協議会の充実 平成23年5月、重要インフラ事業者等10分野17事業者が参画して発足した熊本県サイバーテロ対策連絡協議会については、現在、13分野30事業者に拡充している。 なお、令和6年中は、10月22日、警察本部において協議会を開催した（協議会会員25事業者30人参加）。	

項 目	内 容	備 考
	協議会では、令和5年度の活動報告及び令和6年度の活動計画について審議を行ったほか、警察庁委託事業者（富士通株式会社）によるサイバー攻撃対策セミナーを開催した。 5 重要施設及び不特定多数の者が集まる施設等への対策の推進 (1) 重要施設 空港、新幹線駅、ライフライン、先端技術関連施設等の重要施設について、管轄警察署において重点警戒や管理者対策を実施している。 (2) 不特定多数の者が集まる施設等 公共施設、スタジアム、コンサートホール、大規模商業施設、ホテル等の不特定多数の人が集まる施設（いわゆるソフトターゲット）については、管轄警察署において、重点警戒や管理者対策を実施している。 6 各警備部隊の対処能力の向上 (1) 専門部隊 機動隊の専門部隊(爆発物処理、銃器対策等)による実戦的訓練を反復して実施することにより、事案対処能力の向上を図っている。 (2) 一般部隊 管区機動隊や第二機動隊について定期的に各種警備訓練を実施し、大規模な警備実施に備えることとしている。	